

東 京 圖 書 館
 和 書 門
 類 函 架 號 冊

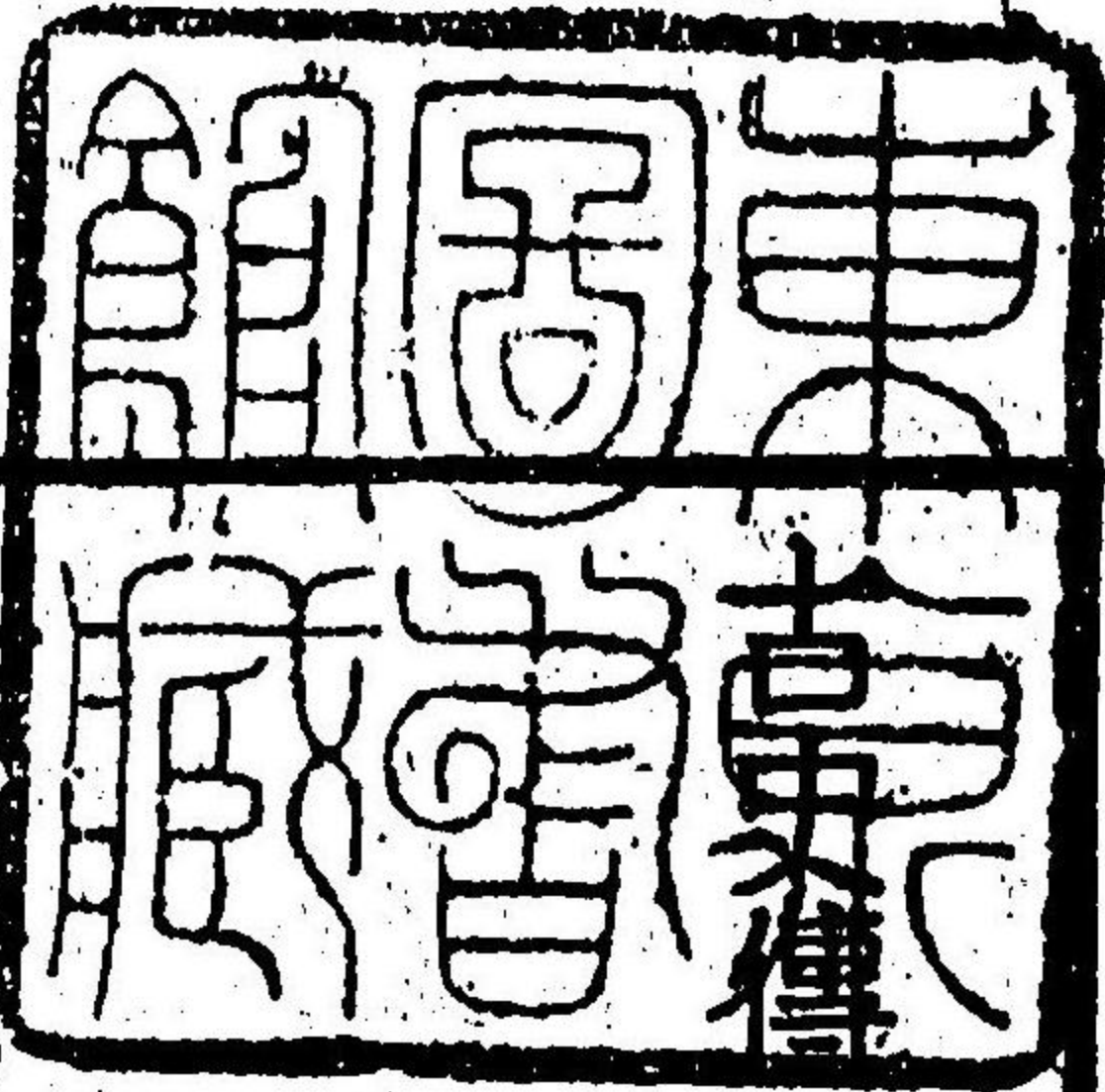
古 史

傳

自 第 百 十 八 段
 至 第 百 廿 三 段

九 三

128
36
3



東 二十三日卷

神代下三出卷

平篤胤謹撰

男 鐵胤
孫 延胤

續攷

百十八

於是稻背脛命。報命出時。大因

主神如其子出辭。白給二柱神

矣。故爾健御雷出男神。問曰。亦

アリベキマラスコヤトバ。オホクニヌシノカミマラシタマク
有_レ可_レ白子乎_上則。大國主神白出。

マタアガコアリタケ_三ナガタノカミ_三マタ_三云_三健_三
亦我子有健御名方神。御名方

ト_三富_三神_一。亦_三名_三御_三。オキテコラハナシトマラシタマフ
總須須美命。除此者無也白出

ヲリシモノタケ_三ナガタノカミ_三チビキイハラサゲタナ
間其健御名方神。千引石。擎手

スエニテキテイヒケラクダレゾキワガクニニテシヌビシヌビ
未而來言出。誰來我國而忍忍

カクセノイフシカラバム。セチカラクラベカレアレ
如此物言。然則欲爲力競。故我

マヅムトトラソノ_三テライフカレシムレバトラソノ_三
先欲取其御手云。故令取其御

テラスナハチトリナシ。タチビニマタトリナシツルギバニカレ
手。即取成立。冰亦取成。劔刃。故

オソレテシリゾキラリコニムトトラソノタケ_三ナガタノ
懼而退居。爾欲取其健御名方

カミノテラコヒカヘシテトレバゴトトガワカアシラ
神出手乞返而取者。如取若葦

ソカミヒシギテナゲハナクタマヘバスナチニゲイニキカレ
搯批而投離出則即逃去矣故

オヒユキテセメイタリシナヌノクニノスハノウミニ
追往而迫到信濃国出諏方海

テコロサムトシタマフトキニタケミナガタノカミマラシツラク
而將殺出時健御名方神白出

カレコレナコロシタヒツアラオキテココラハジユカアタレ
恐出莫殺我除此地者不行他

トコロニマタジタガハワガチオホクニヌシノカミノミコトニ
處亦不違我父大国主神出命

ジタガハアニヤヘコトシロヌシノカミノコトニコノ
不違兄八重事代主神出言此

アシハラノナカツクニハニミマアツカミノミコトノ
葦原中国者随天神御子出命

ニタテツラムトマラシタマヒキコハスハノハフリ
而獻焉白給矣此者諏方祝部

ガイイツクカミナリコノカミノキサキガミラマラス
出伊都久神也此神出后神謂

ヤサカトメノミコトト
八坂刀賣命

あ。是を以てめ味鉏高日子根神やぐて言代主神ある
こと灼し毛し別神ありまし加ば味鉏高日子根神
有りて詔をて。○如此白之間大因主神の如此白給ふ時
も健御名方神物よ。來坐る。○千引石ハ上よ出
る。第二十一段の師云。今出雲因出雲郡稻佐浦の澳ハ
磯嶋と云嶋あり。土人むうけこい。此嶋いと大祀あり唯
一の岩。此よまき神代。健御名方神の手末ふけけ來
坐。千引石ありと云傳へと。○手末ハ師云。神代紀
ハ手端此云多那須衛也あり。和名抄。遊仙窟云。手子師
らばあぐ手と云ことあまども此末と云。○擊ハ師
を重く見べし。俗言。手さ祀を云。たれじ。○擊ハ師
云。刺舉を切とる言よ。此を手を高く伸て其末よ舉る

を云。俗も手を高く伸舉てけて如此爲て來坐る故
は。天神の御使。來て在。を。既く聞給へる故。己命
此勝とる力。は。事。示せて。其御使を懼れし。免むとて
れ。此所為。既よ。詔命。○誰ハ。師云。多禮曾と訓法し。曾
と云。古。雄畧天皇御歌。多禮曾意。富麻幣爾麻袁須と
言。非。交。雄畧天皇御歌。多禮曾意。富麻幣爾麻袁須と
ゆ。催馬。衆。淺水。多。禮。曾。古。乃。名。加。比。止。太。天。く。美。け。て
毛。止。乃。加。太。知。世。宇。曾。己。也。止。不。良。比。尔。久。留。也。け。て
此。天。神。の。御。使。あ。る。こ。を。は。熟。知。あ。が。ら。故。ふ。た。不。免。死
て。誰。ぞ。を。は。云。れ。也。如此云。ふ。答。む。る。意。の。也。今。世。も。人
の。所。為。を。と
ぐ。む。る。よ。誰。忍。く。師。云。ま。お。志。奴。夫。と。云。言。古。志。奴。夫
能。夫。を。云。た。奈。良。の。ふ。戀。志。奴。夫。也。万。葉。は。思。字。あ。を。書
末。よ。り。の。こ。と。あ。り。志。多。布。と。云。よ。同。じ。

堪志奴夫と。俗にいふ許良閑流。隱志奴夫と。二の意に也。
万葉までの歌あざよは戀志奴夫ぞいと多く有て。餘の
二尤希れ也。古今集と也。以來の哥まと文よ。ちて戀志
奴夫と。餘れ二とを意いと遠く去て。相亘らば本と也。別
言あるを。堪志奴夫を隱志奴夫と。近く去て。相通ひ
て聞ゆ。依ること多し。志奴毘加泥あざよ云は堪うぬる意よ
されど隱志方は堪志奴夫と也。轉れる物あ依依し。そを
せまやしき事を。強て堪忍びて。押へ。ちて忍字を用
おしむ意とり。隱ことよ。あまざる也。はて忍字を用
依め。堪る意よとれ也。忍ハ字書よ。能也。と註せり。能音耐
ど毛云依みあ多閑志奴夫あ也。まと殘忍を。慘烈少恩也
を。め。安於不仁也。とも注せる也。俗了云ふ氣強く牟吳使

あり。志奴夫を此意に用。する例をあし。されど此も多閑
志奴夫と。り轉れる意あり。心有不安。強持不発也。を註せ
る也。殊よ志奴夫と云言よ。とく當りて。隱志意よも近し。
まと古書ふ。於志を云ふ。此忍字を用。するめ。是ら此意
也。あ。此忍は隱志奴夫よ。て。密字隱字あどの意ふ。て。神
武天皇紀ふ。密旨繼體天皇紀ふ。密奉遣使れ。ぞ有。が如し。
万葉十二。人目多見眼社忍禮あどよ也。忍くを重祢
とる也。古今集神遊歌よ。陸奥の安達。此眞弓我引。バ。末さ
牙依來志能備志能備ふ。此後哥よも詞ふ。さて如此重祢
言ハ。一度のみあら。び。遍重ぬる意に也。加ら籍後漢書ふ
れど。そを。此御使も。古事記よ。て。只一度あまども。無又
重き事を定むる度あま。バ。幾度も相見。て。左右よ議し。こ

と有ぬべし。書紀一書よ、一往天よ還りて、ちて此御使。
又降坐る事も見えたるをや。ちて此御使。
實ハ密隠ちて議れはよ、非じを己ふ不令聞て議るを
咎免て忍くふを云ふ。○物言とは、師云、是も實ハ此国
を、天神御子よ獻むや、不を問よ來扱るとは、よく知あ
ら。何事言とも知らぬさほり。故らふた不免ハ、依言れ。○
さて此言よ、何事を云ぞと咎免とる意あり。上よ誰
ぞと云ふ、其意を含みて、自ら此処へも響け。凡て
此神を己が勢力をふみて、詔命よ從はじと思せるか
ら如此言ふれ。○然則ハ、本小然とあ依を、師訓、師云、志
加良婆と訓べし。其は上を承て云言れ。此を上よ承
るまを無て云ふ。今世の俗語よも、事を爲むとけり際

ふ。佐良婆と云々同じ。佐良婆參らう。佐良婆始免う。あど
佐阿を佐波あり。佐志加の切。是も言以行。上を
承る意何。誰ぞ云々云ふ。ハ。咎免て故らふ不明免き
と依物ふて。其は我國を取むとて來扱る事こそ安うら
ぬ。と怒れると云ふ。其心を以て。然我國を取む
ぞ。取らバ。云意よ落免。俗語の佐良婆も承る意あり。
事始免むと依依きは。云
え。其事を始むべき構も。今をやく。此ひと依意を承て。然
らば始免むとは云ふ。還去むと依る際。云も。今を言
はき事も言終り。為べき事も為る。還らうと云ふ。○欲爲力
免よ。免れる意を承て。然む還らうと云ふ。○欲爲力
競。師云。知加良久良辨世牟と訓。今云。欲字牟と訓
の首卷よ。委。垂仁天皇紀。何遇強力者。而不期死生頓得
く云れ。と。七。

爭力焉。字鏡ふ。揃以力相爭也。知加良久良邊ふとあ也。字鏡ふ。扛、拳、鼎也。知加良久良邊とも見えたり。けて今かく云は。我國多取むと
取らバ。先力競をして。勝負を以て事を定めむの心あ也。
○其御手と之。建御雷神の御手哉云。○欲取も。登良牟と
訓べし。此まで建御名方神此詞あ也。○立氷ハ師云多知
毘と訓ばし。物より垂有を多流比と云如く。此を下と也
立而有氷あり。谷川の瀧お瀬ふとよ。側の巖へかゝれる
水あどの。下子墜終ぬ間よ凍れるが。劔を突植とらむが
如くして。立依ことある物あ也。尋常此処よも物とりお
ふ凍りて地上よ細くても○取成ハ。上の速須佐之男命。
てふれどもみあ立氷あり。

以其童女取成湯津爪櫛とある處に註せる如く。第九段の
傳見る。此物を彼物よ變化よて。建御雷神の御手を捉と
まバ。彼神の立氷よ變化とほあ也。○亦取成を。師云初ふ
立氷よ成とる御手を。るる更ふ劔刃よ變化あ也。如此ニ
せるを。左手と右手と加を思ふけて先立氷ふ成せるは。
後ふ劔刃よ成むせての下形あ也。立氷の狀劔よ近きが
故ぞ。あ不精くいほぐ。氷ハ寒互さて劔刃ふ成せるは手
觸難うら志免むが免免あり。故劔と此みと云はて。刃と
云也。心を扱くばし。氷ハ寒互あのらもあ不強てを握る
べきを劔刃ハ更よ手觸べきよ非
序此意あり。けて如此變化るは。健御名方神の心よ非

べ。建御雷神の例は奇く靈死徳を以て變化て。御名方神を威せは所爲あす。上の劔鋒は跌坐とると同じ意あり。縁ある御名方神を己が絶れと力を以て。此御手我取挫ぎも志てむ物と思ひて握らるよ。思ひの外は物ふ變化て。さらよ手觸らぬ死故了。驚き懼れて退ける也。或人は是を疑ひて云く。取成とハ御名方神のみはら。の心よ正成せるを云べし。思ひの外は然成れは。ぞ立氷も那理劔又よ那流とこそ云べし。解て云く。此疑一。よて心もて然成を云言あり。いふ。解て云く。此疑一。ことり謂と。然成を云言あり。いふ。解て云く。此疑一。あらで思ひの外はさぬ。其例をいふ。古哥よ夏虫。那須と云とく。ひ常よ多し。其例をいふ。古哥よ夏虫。此身をいふ。おはこと。一か思ひよ。古哥よ夏虫。はりや云るも。自身をいふ。おはこと。一か思ひよ。古哥よ夏虫。よ。非成そ。思ひの外はさぬ。其例をいふ。古哥よ夏虫。

故よ。其火了ていさ。おはるを。那須と云す。さま。此も建御雷神の御手を握ら。御名方神の心了て握られ。を立氷よあり。劔又よ。おまは。を。那須とは云あり。此。よく。せ。は。混。ひ。ぬ。べ。し。谷川氏。が。立。氷。劔。又。若。輩。等。此。蓋。其。手。術。名。乃。角。力。也。濫。也。と。云。○退居を師云志理曾伎。る。上。代。の。意。よ。非。成。非。説。あり。○退居を師云志理曾伎。袁理と訓べし。曾伎ハ遠離るまとおす。登保曾伎ともい。仁徳天皇卷黒比賣哥。お。け。て。後。方。牙。曾。久。を。志。理。曾。久。曾。伎。袁。理。登。母。と。あり。け。て。後。方。牙。曾。久。を。志。理。曾。久。を。云。故。古。よ。り。退。字。を。然。訓。す。居。ハ。此。を。語。の。終。お。れ。た。袁。流。と。ま。そ。訓。は。き。よ。袁。理。と。訓。む。を。如。何。と。後。世。は。心。ふ。は。思。を。依。ら。ぬ。れ。ど。此。を。有。や。同。格。よ。活。用。言。ふ。て。語。の。終。よ。て。も。袁。理。と。云。あ。す。袁。流。と。結。る。を。上。り。曾。ま。と。を。夜。あ。ど。云。辭。の。何。依。時。の。お。と。あり。有。も。同。じ。古今集小町歌よ。胸走火よ。心焼をす。乃云く。幡幢尔居こ。

れめ古言をとり辨（ハ）士佐日記よ。黒鳥（クハ）といふ鳥。岩（イハ）のうす
子（コ）て。袁理とて訓り。伊勢物語（イセ）。男弓（ヲ）やれぐひ（ヒ）を負（オヒ）て戸口（ト）ふ
を（ヲ）。云（ハ）くと思ひを（ヲ）。竹取物語（タケノコ）よ。か（ハ）とぶれを（ヲ）。形（カ）ど此
餘（ホ）もい（ヒ）を多（ク）し。○乞返（コヒカヘ）とは。師云初（シ）ふ建御名方神（タケノコ）ま（ハ）。建
御雷神（タケノコ）の御手を取（リ）むを乞（ヒ）て取（リ）おる如（ク）くよ。建御雷神（タケノコ）も
ま（ハ）と御名方神（タケノコ）の手を取（リ）ま（ハ）と乞（ヒ）賜（ヒ）ふを云（ハ）。歸（カス）とは凡（ソ）て彼
方（カタ）を（ヲ）爲（セ）し如（ク）くよ。ま（ハ）と此方（コナタ）を（ヲ）。ま（ハ）と爲（セ）ゆ（ハ）云（ハ）。○若（ワカ）
葦（アシ）を師云易（ヤス）く所（ク）摧（ク）る物の譬（タメ）あり。葦ハ竹（タケ）あどの如（ク）く
牢（カ）うらぬ物（モノ）ある（ハ）。若（ワカ）きは殊（コト）ふ脆（モロ）れぬ（ハ）。御名方神（タケノコ）
引石（ヒキイシ）を撃（ツ）る（ハ）。ば（ハ）。うり（ハ）の力（チカラ）ある（ハ）。を如（ク）此（コノ）
云（ハ）。建御雷神（タケノコ）此手（コノテ）が（ハ）。れ（ハ）。ち（ハ）。と知（ル）べし。○搯（サシ）批（ヒ）は。師云都（ツ）加（カ）
美比志岐（ミヒシギ）氏（ウヂ）と訓（ル）る（ハ）。搯（サシ）也（ナリ）。説文（セツブ）よ。捉（ツ）也（ナリ）。廣韻（コウオン）持（テ）也（ナリ）と註（ス）し。
也（ナリ）。廣韻（コウオン）拳（ケン）加（カ）人（ニ）也（ナリ）。如（ク）取（リ）若（ワカ）葦（アシ）と譬（タメ）とれ（ハ）。必（カナラ）比（ヒ）志（シ）岐（ギ）あ（ハ）。ぎ（ハ）。
云（ハ）。比（ヒ）志（シ）岐（ギ）あ（ハ）。ぎ（ハ）。二（ニ）字（ジ）共（ニ）よ（ハ）。比（ヒ）志（シ）具（ク）と訓（ル）べき（ハ）。義（ギ）を（ヲ）見（ミ）え（ハ）。ざ（ハ）。れ
義（ギ）ふ（ハ）。よ（ハ）。ら（ハ）。む（ハ）。二（ニ）字（ジ）を（ヲ）登（ノ）理（リ）氏（ウヂ）あ（ハ）。ど（ハ）。訓（ル）。ば（ハ）。れ（ハ）。ど（ハ）。さ（ハ）。て（ハ）。は（ハ）。此（コノ）。處（トコロ）。の（ハ）。あ（ハ）。り（ハ）。さ（ハ）。ま（ハ）。よ（ハ）。叶（ハ）。え（ハ）。ば（ハ）。れ（ハ）。ど（ハ）。○投（ナゲ）離（リ）少（コ）則（トシ）也（ナリ）。
上（ウ）よ（ハ）。蹶（ク）離（リ）遣（ハ）矣（ナリ）と（ハ）。る（ハ）。を（ヲ）。同（ト）じ（ハ）。趣（ソ）あ（ハ）。む（ハ）。○追（オ）往（ウ）む（ハ）。御名方神（タケノコ）。
此（コノ）。力（チカラ）。ふ（ハ）。い（ハ）。よ（ハ）。く（ハ）。驚（オドロ）き（ハ）。懼（オソ）れ（ハ）。る（ハ）。も（ハ）。猶（ナ）。逃（ニ）遁（ン）れ（ハ）。て（ハ）。服（フク）従（ジュ）さ（ハ）。
る（ハ）。が（ハ）。故（コ）。う（ハ）。追（オ）往（ウ）む（ハ）。と（ハ）。万（マン）。ふ（ハ）。形（カ）。也（ナリ）。○信濃（シノノ）。固（コ）。名（ナ）。義（ギ）。ハ。山（ヤマ）。固（コ）。よ（ハ）。て（ハ）。級（キ）
坂（サカ）。何（ナニ）。ゆ（ハ）。故（コ）。の（ハ）。名（ナ）。あ（ハ）。む（ハ）。と（ハ）。岡部翁（オカベノオウ）。説（ト）。あ（ハ）。む（ハ）。凡（ソ）。此（コノ）。固（コ）。名（ナ）。の（ハ）。こ（ト）。と
は（ハ）。余（オノ）。グ（ハ）。別（ワ）。よ（ハ）。思（オモ）得（ト）。と（ハ）。は（ハ）。解（ト）。あ（ハ）。む（ハ）。神武天皇（カムヤマトノミコ）。卷（マキ）伊勢津彦（イセツヒコ）。命（ミコト）。此
處（ココ）。ふ（ハ）。註（シ）。ば（ハ）。し（ハ）。高橋舍人（タカハシノヤ）。説（ト）。よ（ハ）。御名方（ミナカタ）。命（ミコト）。越（コ）。後（ノチ）。ハ。御母（ミハハ）。の
處（ココ）。ふ（ハ）。註（シ）。ば（ハ）。し（ハ）。固（コ）。あ（ハ）。る（ハ）。故（コ）。よ（ハ）。其（ソノ）。へ（ハ）。行（イ）。り（ハ）。む（ハ）。と（ハ）。て（ハ）。信濃（シノノ）。へ（ハ）。逃（ニ）。給（ル）。

ひらむと云ふ。然も有べくや。○諏方海。諏方ハ和名抄小。信濃国諏方。須

郡是亦也。方、字訪とも加なり。師云續紀よ。養老五年

六月辛丑。割信濃国始置。諏方国。天平三年三月乙卯。廢。諏

方国并信濃国とあすかくれ。古は一国よも置たかす

廣き名ありぬむ。名義嘗よいは。須夫麻理の意小もや

有む。夫麻を切れば。婆あむを清音よ轉じ。理を省るるあ

こと。須夫。其由は此次の詞よ見也。海ハ湖亦也。此湖の

書よ。周六十四里二十一歩と云。袖中抄よ。信濃国。此

夜通ひ給ふ。ちうひをてこそは。海ハ湖亦也。此湖の

かち。已よりし侍る。あま。は。氷を。と。く。と。云。く。西。行

家集。小。春。を。ま。り。ま。ハ。の。已。ぬ。し。も。あ。る。も。此。を。い。つ。を。限

ふとけ。然つら。ど。堀川百首。頭仲。哥。ふ。の。海。氷。の。橋
を。千。早。振。神。の。こ。と。云。て。と。く。る。あ。り。ぬ。也。後。哥。あ。不。多。う
立。冬。の。節。よ。至。て。彼。堅。凍。う。あ。ら。一。夜。よ。氷。鏡。此。如。し
渡。と。い。ふ。か。く。て。後。た。柴。と。る。や。の。こ。ら。氷。の。上。よ。馬。を
踊。ら。せ。あ。る。を。角。婦。手。の。松。木。を。引。よ。少。も。危。ふ。き。事。あ。し
又。氷。を。ら。が。ち。漁。ま。る。よ。ハ。腰。よ。長。き。竿。を。挟。む。も。し。あ。や
ま。す。て。落。入。時。も。竿。み。て。死。を。道。ゆ。と。い。へ。云。く。ま。と
神。渡。を。狐。あ。り。あ。ど。云。た。狐。聽。氷。と。い。へ。ら。お。凡。て。古
こ。を。つ。け。あ。え。せ。と。る。後。世。人。此。非。説。あ。り。を。有。ぬ。師。説。も
は。湖。を。も。某。湖。と。ハ。言。て。某。海。と。云。る。例。也。今。云。此

信。然。る。説。あ。ら。神。世。と。後。世。や。甚。く。地。形。の。変。り。物
ふ。し。あ。れ。バ。信。濃。国。を。後。に。こ。そ。は。い。や。高。き。固。と。変。り。て
海。め。あ。く。あ。す。お。ら。れ。ど。此。よ。あ。い。海。と。云。る。お。よ。思
ふ。よ。も。神。世。の。當。時。ハ。海。あ。り。て。神。名。帳。よ。穂。高。神。社
れ。然。る。也。此。固。よ。安。曇。郡。と。云。あ。り。て。海。神。の。御。末。あ。る。神。社
王。依。毘。賣。神。社。氷。鏡。斗。賣。神。社。あ。り。て。海。野。村。と。云。あ。り。て
と。も。多。く。一。里。む。り。放。ま。て。潮。尻。村。あ。り。海。野。村。と。云。あ。り。て
是。と。ゆ。一。里。む。り。放。ま。て。潮。尻。村。あ。り。海。野。村。と。云。あ。り。て

を潮尻といふ俗に千久麻川と云ふ海ありしと云り其
水上に海瀬村海口村ありて其辺に千久麻川
を流る甲斐國の堺なりやいふに然ればいと上代に
海ありしが海あき國と變らむも知れらば若然も
らば今に湖を其残れる處にぞ有べきはと万葉甲斐國
甲州志あども見えとてと所思ゆ但し湖をさして
おふ海と云ふ事も有れど猶よく考ふべし今をめぐ
み云のちて此の諏方と比みえ云交して海としも云
は道のほの限ハ逃賜ひたるが此湖に岸ふ至て終
道絶て逃べきまはあく窮れ由りて迫到と云る即其
意あり凡て世半留を挾むるあり世麻留を挾ス有れば
かの須夫麻理も此神の追迫らきて此處窮まて賜へ
依由は名よめやと思ふあり○恐也こまも上は言代主

神の御言ふ恐也此國者云くとあると同意ありて隨天神
御子之命獻と云處子係れる言あり莫殺我と云よかけ
てを見はうらむ
○除此地者云くかく白賜へてしはくよ遂に此諏方
鎮坐せり○大國主神之神事代主神之神言とあるは本よ
りの語に差ありしれぬ○兄を和名抄ふ日本紀私記云
伊呂禰とあり伊呂禰とはまはは同母兄を稱と聞ゆれ
ど書紀に然らぬ兄をも訓れむ前ふに伊呂泥を訓し
ぞ語調をろけまむ常の如く阿邇と訓べし阿邇と云も
古言あるこ
とは既に第七十六段に註せりちて此兄字ハ天神本紀
にも此傳を記せるに兄字あるに依れる由に既に徴
あり○隨天神之神而獻師云建御雷神いま此神は

社下社と二、別置て。上諏訪ハ建御名方神ふて。拜殿を有れど、宮作ハあく。社地ハ大なる石窟^{イハツツ}あるを、神の坐所^{ミマドコロ}と申して、其四隅ハ大なる柱を立て、此を御柱^{ミマシラ}と云て、宮お擬^{ナヒ}置と置。此柱を七年ハ一度お替^カへ置。其祭を御柱祭といふ。木ハ杉檜^{スギヒノキ}被^ヒ檜^{ヒノキ}何よても、大木を用ふる例あり。ゆゑ。宮あり、周^ナ堀^コを掘ると云、此処ハ先宮地とて、至り給へる地ありと云傳へて、今^{イマ}堀^コを掘ると云、此祭の時ハ假橋をかくるあり、又今の社地より一里餘^{ヨリ}むり置放れて、御座石とて、八疊敷むり、美しき平石といふ処あり、御座石とて、八疊敷むり、美しき平石あり、其^ミ上^ノ宮^ノあり、四月ハ獨^ヒ祭^ノとて、獨^ヒ活^ノを酒粕よて、柄^ノよて、物^ノも供^ノへ、参^ノ詣^ノる諸^ノ人^ノも與^ノふそを和^ノる、小^ノ鹿^ノハ獨^ヒ活^ノを食^ノ牙^ノハ角^ノの落ると云傳ふるを、其頃ハあり。

祭あまハあり、此後ハ鹿を食ふことあり、けりて此辺ハ小宮ま^ノと大^ノき小^ノき塚いと數ありて、此ハ諏訪神の御子とち、方^ノ多^ノ其^ノ仕^ノ奉^ノれる神等の宮塚ありと云、ひ傳へたり、此辺ハ塚原村といふやぞ、下諏訪ハ八坂刀賣命ふて、上諏訪よ置二里半ばり置放れと置。春宮秋宮とて二社あり。二社の間ハ二十年毎^トハ七月の朔日ハ、春宮よ置秋宮牙遷宮^ノの置て、十二月ハ晦日ハ、春宮牙還^カ置給ふとぞ。凡て祭ハ上諏訪社よて行ふを、下諏訪ハ、偕^ノ上^ノ諏^ノ方^ノ社^ノハ、千石を寄られ、下諏^ノ方^ノ社^ノハ、五百石を寄られ、御朱印ありと云り、偕^ノま^ノと式^ノハ、水内郡よ置、健御名方命、彦神別神社、名神と申^ノはを載^ノられと置。上^ノ小^ノ舉^ノと置、諏^ノ訪^ノ社^ノ二座の坐^ノが^ノり、牙^ノよ置、別^ノふ^ノ此^ノ水^ノ内^ノ社^ノありて、共^ノハ名^ノ神^ノ大^ノ社^ノあり、事^ノを、師^ノを、疑^ノを、れ^ノと置、彦^ノ神^ノ別^ノと申^ノはを思^ノふ、諏^ノ訪^ノ社^ノの比^ノ古^ノ比^ノ賣^ノ二座の内^ノ所以^ノハ、何^ノりて、彦^ノ神^ノ残^ノのみ、別^ノ祀^ノれる由^ノあり、ま^ノと妻^ノ無^ノ。

社と云あり。此あるべき。但し式よ。諏訪の神名よハ健
宇無くて。水内の方よし。此字あるハいりある事あり
心得矣。○さて師説ふ。伊勢風土記ある伊勢津彦命を建
御名方神と同神あらむ。と云説を。此所よ記されたる
津彦命の処よ。其由ハ神武天皇卷伊勢
年五月丁未奉授信濃因諏方郡。无位勲八等。御名方刀美
神從五位下。師云是。諏訪社の主神よ。同年十月壬戌奉
授信濃因无位健御名方富命。前八坂刀賣神從五位下。師
此健御名方富命ハ水内郡ある社あり。八坂刀賣神ハ諏
訪社二座の内ハ一座よし。御名方富神の後神ふして。
今下。諏方と云是あり。前とは。諏訪の御名方富神。社の前
此神と申は。こぞれ也。○前の事ハ参考神名式ハ附録よ
云。嘉祥三年十月。御名方富命。神健御名方富命。前八坂
刀賣神。竝加。從五位上。御名方富命。神とあるハ。諏訪社の
主神。前八坂刀賣神とあるハ。其後

神あり。さて健御名方富命と。仁壽元年十月。進信濃因健
あるハ。水内社よ坐は神あり。仁壽元年十月。進信濃因健
御名方富命。前八坂刀賣命等兩大神。階加。從三位。前ハ本
とあるハ。師説の如く誤字あれ。改免於。はて師説ふ。此
よ水内神と諏訪。后神とよ。位を進め給ふこと。を載せて。
諏訪。御名方富神。よ位を進め給ふこと。の見えざるハ。脱
とるあり。諏訪神。よ正三位を授奉。たまふこと。此上よ有
べし。と。同三年八月。從三位健御名方富命。前八坂刀賣命
有也。神祝。預於把笏。此文本よ錯乱。脱字あり。前文よ。因て正し
見えざるハ。其祝を本より。貞觀元年正月廿七日。奉授信
把笏。せしあは。ほしとあり。濃因正三位勲八等。建御名方富命。神從二位。從三位建御
名方富命。前八坂刀賣命。神正三位。師云。去れよ。從二位を
神あり。前よ此。諏訪神の正三位よあり。賜ひし。こぞの脱
とること。此も。正三位よ坐る。と見えざるよ。

知べし。けりて諏訪神よ建と云る。前よ例見え。さる
又從三位建御名方富命をあゆむ。水内神あり。前八坂刀
賣命とある。詠 同年二月十一日。授信濃。因從二位勲八
等。建御名方富命神正二位。正三位建御名方富命。前八坂
刀賣命神從二位。訪神あり。正三位建御名方富命とある。
水内神あり。前八坂刀賣命とある。同七年七月三日。信濃
因諏方郡水田二段。爲彼。因建御名方富命神社。田。あら
ど。諏訪社の 同九年三月十一日。信濃。因正二位勲八等。建
御名方富命神。進階從一位。從二位建御名方富命。八坂刀
賣命神。正二位とある。師云。右。因史よ載れる。諏訪神と水
内神と。神号同く。ま。と。諏訪の。后神
え。何。処。よ。ても。水内神を引連。て。奉。ら。れ。る。故。よ。彼。此
ま。ぎ。ら。は。し。く。あ。て。位階をもひ。ぐ。心。得。せ。ゆ。人。も。あ。る。故

よ。今。委。曲。よ。あ。け。て。師。説。よ。水内社を。右。此。如。く。古。は。諏訪
ゆ。し。明。ら。め。お。け。て。師。説。よ。水内社を。右。此。如。く。古。は。諏訪
社。よ。並。ぶ。は。う。に。此。名。神。大。社。よ。坐。し。ふ。今。世。其。社。の。詳
あ。ら。ぬ。甚。く。不。審。也。と。い。は。れ。る。武。内。と。云。へ。ど。も。小。社。を
諸。因。多。う。れ。ど。さ。は。ら。ぐ。よ。か。ば。り。の。大。社。此。其。と。知。れ
ぬ。今。無。こ。と。あ。り。或。人。戸。隱。明。神。ぞ。水。内。社。あ。る。べ。き。と。云。
り。今。思。ふ。よ。戸。隱。も。さ。は。り。由。あ。る。神。と。聞。え。と。依。よ。式
よ。も。載。り。凡。て。古。書。よ。見。え。ざ。れ。ど。此。説。信。よ。さ。も。あ。り。あ
む。け。て。其。戸。隱。を。手。力。雄。神。あり。と。云。傳。へ。と。る。た。此。建。御
名。方。神。も。千。引。石。を。手。末。よ。指。挙。ゆ。り。の。手。力。あり。し
神。よ。し。坐。り。手。力。雄。ま。ま。ぎ。ま。む。も。由。あ。り。凡。て。戸。隱。社
た。中。昔。よ。り。例。の。佛。ざ。と。此。み。主。と。あ。ま。く。バ。本。此。神。名。も
社。号。も。失。ひ。お。と。言。れ。ま。と。王。勝。間。よ。事。代。主。神。と。建。御。名
る。形。依。べ。し。と。言。れ。ま。と。王。勝。間。よ。事。代。主。神。と。建。御。名
方。神。と。を。共。ふ。大。因。主。神。の。御。子。此。中。よ。殊。よ。威。勢。盛。あ。る
神。よ。坐。ち。を。事。代。主。神。は。天。神。の。詔。命。を。畏。み。て。速。よ。服

事代主神あるが多うればいと上代よ此神を世人の崇
 先祀牙依事の盛ありしこそ知べし。ちて假令本を他神
 あるも其神と申して然あし。牙ば其本を此神とい
 と深く静坐して今称して祀る神の替り立て。験を現を
 以例も阿須波神の奥よ静りて。諏訪神の前よ
 立て。榮え給ふ社もまよ少のらじとぞ思え候。そも
 そも天神に詔命ふ服ひ給ひて。朝廷に御守神とあす給
 牙依神の御社を。皆あう衰牙坐て。詔命よ従ひ給え。げり
 し神に御社しも多う。ぬすて。榮え坐候。何ある事ふ
 有む。神の御所爲は。世よ理量す難き物。了ぞ有け候。然れ
 ど此をいづく。思合さ候。事無ふしも非ざあむ。と有
 也。おは皆理あ論あす。加し。會津人佐藤忠満説よ。或人
 ゆと云。きとい。牙り。此説さも有べし。余も思ふ旨あり。を
 豫て記し置候る物あり。其は事長れれむ。此了出さ。更。

九十百

コ、ニ、タケ、ミ、カツ、チ、ノ、ヲ、ノ、カ、ミ、サ、ラ、ニ、マ、タ、カ、ヘ、リ、キ
 於是健御雷出男神。更且還來

テ、ト、ヒ、ソ、ノ、オ、ホ、ク、ニ、ヌ、レ、ノ、カ、ミ、ニ、タ、マ、ハ、ク、ナ、ガ、コ、ド、モ、コ、ト
 而。問。其。大。因。主。神。曰。汝。子。等。言

シ、ロ、ヌ、レ、ノ、カ、ミ、タ、ケ、ミ、ナ、ガ、タ、ノ、カ、ミ、フ、タ、リ、ハ、マ、ニ、マ
 代主神。健御名方神。二神者。隨

ア、マ、ツ、カ、ミ、ノ、ミ、コ、ノ、ミ、コ、ト、ノ、ニ、シ、ト、タ、ガ、ハ、マ、ラ、シ、ラ、ヘ、ヌ、カ、レ
 天神御子出命而。不違。白訖。故

ナ、ガ、コ、ロ、イ、カ、ニ、ゾ、ト、ト、ヒ、タ、マ、ロ、キ、コ、ノ、ニ、コ、タ、ヘ、マ、ラ、シ、タ、マ、ハ、ク、マ、ニ、マ
 汝心奈何問給矣。爾答。白出。隨

此事代主神渠帥として。諸神の前ふとち後ふ立て。天神御子を守護奉仕らむせぬ。天武天皇紀よ。高市社よ坐候事代主神と。牟狹社よ坐候生靈神と二柱。高市縣主許梅小著て吾者立皇御孫命也前後以送奉于不破而還焉。今日立官軍中守護也。と詔へる事をも思合はる。是よ御孫命之前後とあるよ依らむ此の神は御尾前も即天神御子の前後を云ことくとも見ゆれどもは非は彼前後も事代主神を生靈神を二柱。此神後世まで神祇前と後とよ立ころふ由あるべし。官の八神は列ふも入て。祭られ奉賜ふも。全天皇は大神を守護奉仕あるふ由縁ありとあり。あは是等のことはも委く云。けて此事代主神も現御身を既小隱坐おまゝるが如し。

此よ正後御守護とぬて。奉仕に給はむとあるは。幽冥とゆ。靈幸に賜ふ由縁を明をせし。○不有違神とハ。吾子等百八十神は中よ。一柱も違ひて。背に奉仕を有じせぬ。百八十神者と云を。此に係て見ゆし。

於是大国主神。白皇美麻命出

將靜坐大倭国而己命出和御

魂取託八咫鏡而倭大物主櫛

三カタマノミコトトタヘミナラテマセオホミワノ
甕玉命稱名而令坐大三輪出

カミナビニオノレミコトノミコアゲスキタカヒコ
神奈備己命出子味鉏高日子

ネノミコトノミタマラマセカヅラキノカモノ
根命出御魂令坐葛木出鴨出

カミナビニコトシロヌレノミコトノミタマラマセ
神奈備事代主命出御魂令坐

ウナデノカミナビニカヤナルミ
宇奈提出神奈備賀夜奈流美

ミコトノミタマラマセアスカノカミナビニ
命出御魂令坐飛鳥出神奈備

テアマツカミノミコトノチカキマエリガミタテマツ
而天神出御子出為近守神貢

オキタマヒキコノアマノコトシロヌレノミコトハアスカン
置給矣此天事代主命者飛鳥

アタヘナガラノカヒトラガオヤナリ
直長柄首等出祖也

此段ハ出雲國造グ神賀詞ある傳を採て記せること既
ふ徴了委く云存也。○皇美麻命ハ天忍穗耳命を指て白

し賜へ也。本よ皇御孫命とあるを、後の意をもて當と
る字あること。上よ委く辨へとるが如し。○
將靜坐大倭國靜坐とを大宮造也して。今よ也住給をむ
事を云あり。大倭國をは畿内の大和國を詔へめ。抑此間
はあふ未皇美麻命也。大和國よ宮敷坐むとは。天皇祖神
もちも議定也給をさゆ時あるよ。此大神の如此しも詔
すゆを。彼國ハ本よ也。後よ皇美麻命也宮敷坐すべき地と。
彼國作の時とめ。心よ含みて作也設り給へゆあるべし。
是を以ても大國主神の國作り給ふやどより。終よ此御
國を美麻命よ避奉りて。己命を幽冥よ隱坐むと思ひ決
然給へめと云説也。誣説
からぬ由を辨ふべし。神武天皇紀よ。昔伊弉諾尊目此
國曰日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀眞國。日本と書
これぞ此

を畿内の大和國のおとある由を。師復大己貴大神。目此
此國号考よ。委曲よ辨へられとり。日王牆内國とあるを合せて思ふよ。本よ也幽き契ある
事ありかし。○己命を於能禮美許登と訓べし。此語あり
ふ始えて見えと也。他人のうすを云せぬよ。己が云くと
言はき詞を神まへ貴人此上りは。尊みて申は語あり。○
和御魂の事ハ既よ註す也。第二十七段の。はて大國主神
此和御魂を大三輪ふ坐は。大物主神あり。此神の事ハ既
ふ上り出と也。第九十五段。あふ下ふも註ふを見よ。○ハ
咫鏡といふ鏡の状を。既よ天照大御神の御靈代也。八咫
鏡の處よ委く註へ也。第四十五段也。胸形邊津宮ふ坐は

比賣神ヒメノカミ神體カミノミタも。八咫鏡ヤスヒノカミあること上り見也。第三十六段 見るべし
けて取託トケを。登理都トケと訓べし。託トケを付ツケの義カケふ書カケよて
其和魂ニギハヤヒを此鏡コノカミに寄憑ヨソツケあるへは由ヨリなり。倭ヤマト大物主オホモノヌシ櫛シ懸ケ
玉命タマノミコト師説シラヒふ。此御名コノミナを美和ミワと鎮シヅメ坐カマに御魂ミタマの御名ミナよし多。
大因主オホインノミコト神カミの一名ヒトナヒふは非ヒ倭ヤマト大物主オホモノヌシと有アルふても知チげし。
故カレ古事記コトワザに。大因主オホインノミコト神カミ此亦コノカミ名ナどもを舉トる處トコロハ。此御
名ナを出デさば。大方オホホカ古書コトワザにみ此御名コノミナは美和ミワとみ申マシせ。須佐之男スサノヲノヲ命ノミコトの出雲イセノ此熊野クマノ祭マツリ祭マツリる御名ミナを櫛シ御氣ミケと言イ
野命ノノミコトと申マシ類ルて。美和ミワ社ヤシロよりぎれる御名ミナなり。れは。大物主オホモノヌシと申マシ御名ミナは高皇產靈タカミムスヒ神カミの賜タマヒへる御名ミナ
あるアルげし。少オホも言イれしを信シよ然サレこぞあり。其由ミナ也。第百二
十八段ヒトヤチに註ツキを

見ミ然サレる取トルては。此大因主オホインノミコト神カミの御自稱ミカラタケへ給タマヒりゆと
あるは何ナニあらむと云イふ。此時コトノトキ尔ニ自稱ミカラタケへ給タマヒりゆと。櫛シ懸ケ玉タマ
命ノミコトと申マシ御名ミナなり。後ノチに產靈ムスヒ大神オホカミ此賜タマヒり。大物
主オホモノヌシを申マシ御名ミナと。一連ヒトツギ傳ツタへ物モノなり。例タトヘを云イは。正哉マサカ吾
須佐之男スサノヲノヲ命ノミコトの御荒ミタマよと申マシて。忍穗耳ニホホミミ命ノミコトは負ツク坐カマる御名ミナを
合アヒせて。正哉マサカ吾勝ミカチ速ハヤ日ヒ天アメ忍穗耳ニホホミミ命ノミコトともある。二の御名ミナを
命ノミコトと。稱ナヅケし奉マツルるをも思オモひ合アヒはげし。けて櫛シハ奇オモシなり。懸ケを
甕ウツ速ハヤ日ヒ甕ウツ榎ヱあとの甕ウツ尔ニ同ナリく。嚴シカよ通スふ詞コトバ玉タマは御靈ミタマの借
字カタなり。○大三輪オホミヤ之神ノカミ奈備ナヒ大三輪オホミヤの之ノをは既スデに註ツキへ。第
九十五段ヒトイハヒの岡部翁オカベノオホノ云イ。神奈備カミナヒハ神カミ此毛理モリなり。毛理モリ此
約ツクは美ミふて神カミ奈美ナミあはを通スはして備ヒと云イゆ。万葉マンヤフよ。毛

理字神社とも書かれぬ。此も大三輪此神社と云意なり。
前よ神奈備ハ神の戸よて上代と云其神社よ寄られ
とる神戸田の地。即其神室もある故よ。あう云うと思
ひしうど神戸を其民此。○令坐ハ。本ハ坐字。麻勢を訓
ばし。書紀の訓ふ多く見えぬ。令坐ハ佐勢を約けて此
大物主神此大三輪よ鎮坐る由縁ハ。やぐて此神の御託
ふて。既に祭に給へること。上ふ見えと依如くぬる。第
十五段の傳。此了是時坐奉に給へり。とあるは違へ依り
見るべし。似これと然よは非交。彼時了をあ。詔ふはよく。社を
作りて祭に給へると聞ゆる哉。是よに後を皇美麻命の
近守神と立奉り給ふ。故に己命の御魂あ。のらも別ふ

稱名を奉にて。新八咫鏡を御靈代と志て。鎮祭に給へ
依由あり。あ本彼九十五段の傳よ。○己命也子。あを次く
三名ふれとれに。○葛木也鴨也神奈備ハ。神名式よ。大和
国葛上郡よ。高鴨阿治須岐託彦根命神社四座。並名神大
新也。ある御社は。四座を何神を祭るう知らぬ。並云
嘗て思ふよ。高日子根命主神よ。て即此ある大物主事代主
賀夜奈流美神を。此時の由縁ふとりて。相殿を給へ依
ある。同郡ふ。鴨山口神社。ま鴨都波八重事代主命神社
ぬぞ有て。迦毛と云は。此邊の大名ふて。記傳よ。和名抄よ。
名あるを。若くハ鳥字。鴨う鳥う。鳥う。此誤りハ。非ざるう。云
れ。於まど。上鳥下鳥の鳥ハ。誤字よ。非ハ。履中。天皇紀よ。
上白鳥下白鳥とある地名を。二字ふ約とるあり。いと古
く。此。辺に。迦毛を。云し。こと。第百十七段の傳よ。大三輪

神鎮座記を引て、此御社の地を葛木山北東南の麓に高
季く云るを見よ。此御社の地を葛木山北東南の麓に高
死所よ在故。彼事代主神社と分む爲高鴨と云
るは。師云此御社今佐味莊神通寺村と云よあり。高鴨
と云是古の神戸郷ありと云あり。然出雲風土記云意宇
郡賀茂神戸所造天下大神命之御子阿遲須枳高日子禰
命坐葛城加茂社此神之神戸故云鴨とあり。出雲ハ此神
故不彼処よ神戸を主。猶古の葛木は高鴨社此事不就
は甚く混とる説等あり。雄略天皇卷四年二月の處よ季
く辨ふ處を見。記傳の説を○宇奈堤之神奈備師説
よ。和名抄よ大和国高市郡雲梯宇奈天郷あり。今時も雲
梯村あり。

葉七一。眞鳥住卯名手之神社也云。十二ふ。不想乎。想常
二云者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知。あど詠る神社の
御事と聞えと。此卯名手杜を美作。然るよ式。此社此
載ざはハ。最く不審きわざあり。此事を師も疑。故於ら於
ら思ふよ。彼神賀詞を。事代主命能御魂乎。飛鳥乃神奈備
爾坐賀夜奈流美命能御魂乎。宇奈提爾坐天と有べき。
紛ひて誤れる物あり。其故を飛鳥神社を式。高市郡飛
鳥坐神社と出。事代主命を主と祭れ。加夜奈流美神
社を式。同郡よ別ふ有。雲梯村あり。今國人も云
。右の如くあるときハ。何れも熟符ひて。や言れは
。方ともよ少くも疑はし。たことあきまや。

は。寔然る説れまども猶未委のらざ其を下ふ云を見は
し。○賀夜奈流美命名義いほと思得也。備中圀の郡名
の郷名よも賀陽あり尾張圀よ成海郷あり然れバ地名
うまよ賀陽ハ萱奈流美を成耳ふて称名うあども思へ
ど皆也。○飛鳥之神奈備は神名式よ大和圀高市郡ふ飛
鳥坐神社四座。並名神大月とある御社は是あ也。但し今の
社地を古と異あめ其をま於古の社地を師説よ雄略天
皇紀ふ。天皇詔少子部連螺贏曰朕欲見三諸岳神也形。或
此山之神為大。云く。此故事ハ靈異記よも委く見えて三
物代主神也。諸岳ハ委あをち。飛鳥之神奈備山と云る處あ也。三輪山
諸山と云へども此を其方葉二山部赤人登神岳作歌ま
よあらば混ふはうらば

と十三れ長歌あどふ。三諸乃神名備山とも神名備乃三
諸山とも詠る。皆此飛鳥の神名備あ也。此山を神岳とも
雷岳やめ云て。今も即雷土村と云處飛鳥川ふ傍とあり
みて小山あり。飛鳥社をもや其處ふ坐れはれめ。然るを
日本紀畧ふ。天長六年二月己丑。大和圀高市郡賀美郷。甘
南備山飛鳥社遷同郡同郷鳥形山。依神託宣也とあり。尤
今の社地を此鳥形山あ也。と言れとるふて知はし。然る
人これを詳あらざるが如く思ひ岡部翁も疑ハしげ
言まざるた今の社地をかの天長よ遷されとる所あ依
事を考へ洩され。ちて此社ハ師も委く辨らざる如く
事代主神を主神とあて。外よ三座を記めて四座あり。上

師の引れたる雄略天皇紀の或云ふ大物代主神とある
事代主神の亦名々若くは大物主神事代主神とある
仁中此主神事代主神とあり大和國官符に飛鳥神社
賀屋鳴比女社とあり天太王と下三社に式飛鳥社
命同郡太玉命神社賀夜奈流美命神社宇須多伎比賣
比女社とあり此等事と通ぬる賀屋鳴比女とある
社ハ事代主神を主神として餘の三座此一座ハ知れ
二座ハ高皇產靈神大物主神と知らるれハ座ハ知れ
王命ハ高皇產靈神の御子賀夜奈流美命ハ大物主神
御子あるを飛鳥神社と云ふを以て知べし宇須多伎
比賣と云神ハ何ある神此御子と云こと知られざる故
よ今一座を考ふべき由あり或書ふ飛鳥社に事代主命
建御名方命高照姫命下照姫命を祭れりとある事代主
命をさる事おまど餘の三座を信らまじ又後よ按へむ
播磨國穴栗郡大倭物代主神社と云ありちて味鋌高
此の大物代主と同神う猶と考ふはし
日子根神事代主神一神あり上る季と辨する如

とある此うかく味鋌高日子根命の御魂は鴨土神奈
備事代主命此御魂ハ宇奈提と別て坐奉り給へると有
は如何と云ふ味鋌高彦根命を申はる本とめ此御名事
代主命を申はる皇美麻命ハ國を避奉り給へるに依て
負坐る御名あり故に其名々別れて御魂をも二所よ坐
奉り給へるに依る此例を上の數處に論まて此に依て考
ふはる賀夜奈流美命と申はるも決て事代主神の亦名あ
るべし然るハ大國主神の御子とち百八十一神坐はる
中とめ撰びて皇美麻命ハ近守神と獻り給へるあり
優とる功德ありは叶はざるに賀夜奈流美命と云神は

記紀を更ふ。出雲風土記も其名を見え。師を古事
主神娶八嶋牟遲能神之女鳥耳神生子鳥鳴海神とある
と同神のよし云れおまどかの十七世神の段を娶神屋
猶比賣命生子事代主神をあると外に凡て上代の杜
撰と聞えて信がと死事どもあるをや其は師は彼記を
解れしおどこそ有れ今かく余が古史傳を著せる後
よく古意を尋ねむ人む彼段を依神名どもの趣を見て
も自然よ知前事代主神爲神也御尾前而仕奉則不有
得むものぞ大因主神は詔子依を思ふよも此御名を三出
違神と大因主神は詔子依を思ふよも此御名を三出
とれを皆事代主命は御魂を別記に給へ依よ就て白せ
依名と去そ覺ゆれ。或人飛鳥社に建御名方神も坐依と
云云彼神の亦名あらむと云依も有れと彼神を近守
神とよみ獻給ふまじき神あること前段よ見えとる如
くぬるも然れを師の飛鳥と宇奈提と神名の入混へる
れをや

あらむと云まし説もけり説おのら神名こそ混おらぬ
主神ハ同神あれを妨おし其を師も引れと依万葉十三
小不想平想常云者眞鳥住卯名手乃杜也神思將御知と
詠る歌も宇奈提社を事代主神と志て熟符へ也此哥の
意を第
百十七段よ既小委
く云るを見るべし賀夜奈流美命を事代主神あらびや
爲ては此歌もさ履小由縁あき歌ぬるなめ熟く思ふは
し万葉といふども事案を訛りて詠る哥もをり交
しとれを去を此の傳よ宇奈提社よ事代主命を坐とる
よし云るよとく合ひて事案
をとく詠得とる哥よこそ
神名式小高市郡小加夜奈
流美命神社と依依が謂ゆる宇奈提神社にてやぐて事
代主神の亦名あると更小疑ふ物ぞ今現よ雲梯村

を言ふ御坐せ也。

或書ふ今栢森村と云ふ在て葛神と稱
如く彼村飛鳥よ近くはと云ふハ詳ある證あり此を師言の
神賀詞の本文と合せて推當よ定め於説あるべし。

清和天皇紀よ貞觀元年正月廿七日授大和國從五位下。

賀夜奈流美神正四位下。とある是也也。

ちて本書神壽詞
のみ神奈備てふことの無を岡部翁の補をれこのは然

ことある字師説よ此を落と依りハ非也此社を此高
鴨まよ飛鳥おどの如き大社よ非ざる故ハ神奈備とハ
云ざりしれは言れおまど神奈備とは凡て神社
此ことおまど何れ社より云ざらむ式ハ小社の列
ある社を神奈備と云ふこと出雲風土記おど彼此
をや。○近守神は皇京此同じ大倭の國內よ坐賜へる
哉云ふ。○爲ハ登をいふ辭に當て文と也。○貢置ハ多氏
麻都理於伎と訓法し。古事記おも貢
進と見えとり。○此と云と也下は。

姓氏録を採れ也。

此事前ふち第百三十一段よ記せる
を便宜なれば改絶て此段よ收絶也。○

天事代主命。この神よ天と稱せること。姓氏録よ也外ふ

は見えぬ。○飛鳥直。おち姓氏録大和國神別ふ。飛鳥直天

事代主命之後也。と何ゆよ據て記せ也。

但し本録よ此姓
を天神部よ收と

るを誤あり其を天と云ふと也の過あるべし。まよ伊与
部天辞代主命之後也。を云ふとも有れと。彼とハ異あり
此は第六十段の傳よ辨とるを見へし。まよ垂仁天
皇卷よ。大中津日子命。飛鳥君祖とあゆむ別氏あり。飛鳥
は。上よ出とる如く。賀夜奈流美命此社ある所よて。其は
や。のて。事代主神の亦名よて祭れは社を依故ふ。其神の
御末也。此處よ住て。直と成りむち。然も有べき事あり。直
と云義ハ既よ注す也。第三十九段の
傳見るへし。あ。直とある耳也。

故大國主神平越出八國而還

カレオホクニヌレノカミタヒラゲコレノヤクニラテカヘリ

此處の首領也。上総國も長柄郡と云あり。

長柄社とある是あは。今一言主神社の邊は長柄村あり

あは。天武天皇紀云。幸于朝妻。因以看大山位以下之馬。於

訓しを惡うべき。神名式云。大和國葛上郡。長柄神社

記せり。長柄也。那賀良と訓べし。前よハ孝元天皇卷よ。葛

祇部よ。長柄首。天乃八重事代主神之後也。とあるを採て

末ふ也。と傳へたりとぞ。○長柄首。古は姓氏録。大和國地

らば。御社ふ仕奉らむとぞ。言はくも更ふ也。今も飛鳥神社よ。飛鳥氏

坐出時。來坐長江山而詔出。我

マシシトキニキマシナガエノヤミニテノリタマハクアガ

造坐而令國者。皇美麻命。平世

ツクリマシテシラシハクニハスメミマノミコトレツミヨニ

所知。依奉出。但八雲立出雲國

シラセトヨサシマツレリタビヤクモタツイヅモノクニ

者。我靜坐國。廻青垣山而玉置

ハアガシツリマスキニメグレンアラカキヤマテタマオキ

而守也。詔矣。故號其處云母理。

テモルトノリタマヒキカレラソコイフモリト

レタヒラゲムトソノコシノヤクニヲテイデミシトキニ
為_レ將_ニ平其越出八国而往出時。

ハヤレトコロノハヤレシゲリキソノトキノリタヒアガ
林地出樹林茂矣。爾時詔吾御

心_コ出_コ波夜志矣。故號其地云拜

志也。

此段ハ。出雲風土記の傳を採りて成文せること既尔徹
ふい牙_ニ。○越_ニ八国越_レとは後尔北陸道七国を建_タられ

多_ク諸国を廣く云_フ稱_ハれ_ル。八国ハ古_ク彼_ノ国_ノの中_ニハ

有_リし地名_ヲも思_フ牙_ト。和名抄_ニも見_エべ_シ。ま_と一本_ハハ

地名_モカ_レ。故_カ考_ルる_ハ。ハは彌_マ。越_ノ數_乃国_々を云_フ意_ハ亦

依_ル。平_ト有_ヲを思_フふ_モ狭_キ一_地ハ_也。は聞_エべ_シ。ま

一本_ノハ口_ハ依_ラむ_者。孝_聖天皇_卷。吉_備津_日子_命。針_間を道_口と為_テ。吉_備国_を言_向。り_と有_ヲを思_フふ_{。彌}口_ノ義_よて。弥_口は_別。越_ノ国_を平_賜へ_りと云_ふ。○
意_と見_テ違_ハぶ_{。○}鍔_胤按_よ。口_ハ国_ノ畧_字ある_ベし。○

平_ハ多_ク比_良氣_と訓_ズ。又_牟氣_と訓_ズ。彼_越ノ_国ハ_也。此_時も

亦_ハ本_未造_竟給_ハ。惡_神も住_ト依_ヲを平_賜へ_依由_ハ也

也。今_皇美_麻命_ハ避_奉。給_ル国_ハ依_ヲ。其_避給_ル際_{まで}。

加_ク平_国ノ_事ハ_勞功_シみ_賜へ_る。神_性ノ_美き_{こと}畏_ル

けまぞ。想像奉はべし。抑、おの大神、其若く御坐せり不ど、
行るを始め、其神等の為よ、猪、小、十、神、其、若、御、坐、せ、り、不、ど、
或、大、樹、此、割、目、小、入、れ、て、拷、似、と、る、焼、石、も、て、焼、傷、
苦、ハ、更、も、言、た、御、心、美、都、國、逃、至、り、給、ひ、て、給、へ、る、辛、
男、大、神、此、思、不、妄、御、心、あり、て、態、と、お、れ、給、ひ、て、給、へ、る、
ま、お、蛇、室、屋、よ、寝、し、め、公、蜂、の、室、屋、よ、寝、し、め、公、蜂、の、
野、お、射、入、と、る、矢、を、取、し、め、て、其、野、を、焼、廻、し、其、御、頭、
を、取、し、給、へ、る、種、く、よ、苦、し、め、て、給、へ、る、殺、さ、む、し、須、
小、走、き、給、へ、る、吾、苦、勉、心、為、し、神、此、吾、を、殺、さ、む、し、須、
坐、此、大、神、の、吾、苦、勉、心、為、し、神、此、吾、を、殺、さ、む、し、須、
須、佐、此、大、神、の、吾、苦、勉、心、為、し、神、此、吾、を、殺、さ、む、し、須、
八、島、國、を、作、巡、り、給、へ、る、惡、神、を、も、撻、平、給、へ、る、其、百、八、十、
國、の、遠、延、て、死、坐、る、事、さ、へ、る、命、活、氣、難、ひ、辛、し、て、天、皇、
く、の、神、物、も、有、て、お、ら、る、御、祖、神、の、命、活、氣、難、ひ、辛、し、て、天、皇、
神、の、御、任、務、給、へ、る、依、ま、る、御、祖、神、の、命、活、氣、難、ひ、辛、し、て、天、皇、
國、主、と、お、給、へ、る、其、間、の、辛、苦、を、如、此、し、業、を、繼、果、し、國、造、

巡、といひ、邪鬼を撻平あど、此み、何、ま、ど、此、を、只、大、ら、り、
語、ま、る、傳、よ、こ、そ、有、ま、彼、八、東、水、臣、津、野、命、の、出、雲、國、此、
此、端、を、造、給、へ、る、勞、引、出、む、お、畏、れ、ど、西、戎、國、の、御、坐、り、
作、大、神、と、名、よ、負、坐、る、此、神、の、御、勞、き、を、何、の、御、坐、り、
像、奉、る、へ、し、此、引、出、む、お、畏、れ、ど、西、戎、國、の、御、坐、り、
乃、は、王、が、彼、國、の、洪、水、を、治、め、坐、ら、せ、事、違、へ、ど、狭、き、
折、さ、る、と、は、予、云、を、此、を、治、め、坐、ら、せ、事、違、へ、ど、狭、き、
を、廣、く、峻、し、き、國、を、平、ら、く、遠、國、ハ、十、網、打、り、け、て、引、寄、
お、古、く、作、堅、絶、給、へ、巴、し、ら、く、其、勞、此、さ、は、む、お、言、
の、古、く、作、堅、絶、給、へ、巴、し、ら、く、其、勞、此、さ、は、む、お、言、
未、高、志、此、國、邊、を、造、遣、し、語、り、傳、へ、さ、る、お、言、
避、給、ふ、事、と、あり、て、其、際、ま、て、か、く、冥、國、の、事、よ、勞、
志、は、是、ぞ、此、大、神、の、功、成、れ、る、道、給、ひ、て、幽、冥、國、の、事、
り、是、ぞ、此、大、神、の、功、成、れ、る、道、給、ひ、て、幽、冥、國、の、事、
不、功、業、を、成、立、べ、き、善、人、の、御、有、趣、を、以、て、終、
溼、そ、此、成、行、ふ、善、事、此、為、小、辛、苦、む、へ、き、理、お、り、
道、よ、志、し、て、神、習、ひ、善、事、を、功、苦、む、へ、き、理、お、り、
熟、此、理、を、辨、へ、て、千、ち、辛、苦、を、功、苦、む、へ、き、理、お、り、
成、果、し、て、其、功、業、を、バ、後、人、の、避、與、へ、幽、世、よ、願、お、り、
成、果、し、て、其、功、業、を、バ、後、人、の、避、與、へ、幽、世、よ、願、お、り、

神の御許に参りて生子は次々を更あり天地の有む限り
此後世々守らむ事をぞ思ふはるる猶第百二十三
段まゝ第百二十八段の傳 ○還坐とは出雲国へあり ○
よも委く註ふを見むし

長江山を意宇郡の處に長江山郡家東南五十里 有水 精 也

見也 今才能義郡に屬て母里郷并尻村の中上 ○令国を

志良斯志久邇を訓げし 今字一本命とかけ けて此は

今避給ふ現国を詔す そは今まで堅作坐て治 ○平世

は訂正本ふ志豆美與と訓るふ従ふはし 静御世の義

也 今避給ふ時ある故ふ祝白し給へはあり ○依奉也

前ふ此葦原中国者 隨命既獻焉 と詔すよ當れぬ ○但

八雲立出雲国者 我静坐国と 大八嶋国を盡く天神御

子に讓避_サ給ふ中よ 但出雲国のみ 我の静坐_サ国を

詔す_サぬ 前ふ此大神此言よも天神の御勅よも其

今かく詔す_サぬ 本より所由ある出雲国あり此国に

次段よ天神の御量_サ以て出雲国_サ 廻青垣山てふ言

義を 既よ註す 第八十七段 ○王置_サ而 本よ玉珍置賜

瓊而長隱矣 とある 同く 国知看 君に纏給ふを是時

因讓の志るし よ置給ふ 亦 書紀本文よ 以平国時所杖

也 廣示 投二神 と 何は も 同 じ 因讓 す の志 は 物 あり と

云る は 然説 す 也 從 不 は 給 ふ 由 あり 思 へ り し 八

悪^ウり^カ ○守^ミと^カ。前^マふ^カ於^カ八十^ヤ垌^ツ手^デ隱^カ而^テ侍^マ場^ト。と^ク白^クし^ク賜^ルへ^ル侍^マよ^シ同^シ。お布彼処の傳よ ○母^モ理^リと^カ。意^イ宇^ウ郡^ノよ^テ。本^ホふ^カ母^ノ理^リ郷^ノ郡^ノ家^ノ東^ト南^ト卅^ノ九^ノ里^ノ一^ノ百^ノ九^ノ十^ノ步^ノ云^クと^カを^カ何^カ也^ト。此云と約とる上^ノ件^ノの^カ此^ノよ^ク採^ルれ^ルる^カ傳^ハあり^キ。和^ワ名^ノ抄^ノふ^カ能^ノ義^ノ郡^ノふ^カ此^ノ郷^ノ名^ノ出^ルと^ルは^カ彼^ノ郡^ノは^カ後^ノふ^カ意^ノ宇^ノ郡^ノを^カ割^リて^カ建^テと^ルれ^ルカ^ニ也^ト。風土記抄よ母理と草野十年畑月波赤屋大日良横屋峠内三坂市高江井尻福吉小竹市比安田等の地ありと云り大^オ社^ソ記^キふ^カ大^オ社^ソの^カ左^ノふ^カ母^ノ里^トと^カ云^ク所^ノあ^リ也^ト是^レ御^ノ神^ノの^カ御^ノ旅^ノ所^トい^フ此^ノ地^ノ名^ノを^カ杵^ノ築^ヘ移^セる^カカ^ニ依^ルべ^シ。○林^ノ地^トと^カハ^カ意^ノ宇^ノ郡^ノ拜^志郷^ノの^カ地^トを^カ云^クカ^ニ木^ノ下^ノふ^カ見^エと^カ也^ト。○御^ノ心^ノ也^ト波^ノ夜^ノ志^トと^カは^カ顯^ノ宗^ノ天^ノ皇^ノ此^ノ室^ノ壽^ノの^カ御^ノ詞^トよ^クも^カ取^リ舉^ゲ棟^ノ梁^者此^ノ家^ノ君^ノ御^ノ心^ノ也^ト林^也と^カ見^ル

え。万葉十六よ鹿よ代りて詠る哥尔も吾角者御笠乃波夜詩云く吾毛等者御筆波夜斯おどありはと諸^ノ祝^ノ詞^トふ^カ伊^ノ加^カ志^ノ夜^ノ久^ク波^ノ敷^ノ能^ノ如^ク久^ク仕^ノ奉^リ利^ノ佐^ノ加^カ敷^ノ志^ノ米^トと云^クこ^ノを^カ何^カり^キ此^ノを^カ岡^ノ部^ノ翁^ノ説^クふ^カ夜^ノ久^ク波^ノ敷^ハ彌^ノ木^ノ榮^カ也^ト彌^カが^カ上^ノふ^カ木^ノの^カ生^ル榮^カも^カる^カを^カ林^トと^カも^カ波^ノ敷^トと^カも^カ云^ク遠^ノ江^ノ人^ト也^ト木^ト草^ト此^ノ孫^ノ枝^ト此^ノ生^ル茂^カる^カ夜^ノ暮^ノ婆^ノ敷^ト云^ク也^ト即^チ是^レお^カり^キと^カ何^カる^カ此^ノの^カ波^ノ夜^ノ志^トも^カ林^ノ樹^ト此^ノ生^ル榮^カも^カる^カを^カ見^ル行^シて^カ吾^ノ心^ノの^カ如^ク榮^カふ^カは^カと^カ詔^スへ^ルは^カお^カ也^ト。御心也とある下よ如と云語をそりて見るべし其^ノを^カ因^ニ作^ル此^ノ功^ノ成^ル竟^テ理^ノの^カ如^ク現^レ因^ト也^ト天^ノ神^ノ御^ノ子^ト立^テ奉^リ也^ト已^ニ命^トは^カ隱^カり^キて^カ幽^ノ事^ヲ知^ル看^ルは^カお^カき^キ御^ノ勅^ヲを^カは^カり^キよ^カ蒙^リ也^ト坐^ル事^ヲを^カ歡^シ喜^スし^キ御^ノ心^ト此^ノ咲^ル榮^カ坐^レせ^ルカ^ニ也^ト。まよ是よ依て思ふよ已命ハ終

此圀を天神御子よ避奉るべき理ハ悟り坐まは物あら
 御子等ハ百八十と多く中よも言代主神建御名方神あ
 ど威勢卓れて坐ませバ天神の詔命は違ふこともや有
 ぞ彼神さちの帰順ひ給ふまで心すいとく物思ひて
 御坐せりし事と知らぬそを言代主神小問て報命さむ
 と申し給ひ彼神等此服ひ坐りと聞して吾も違をじ云
 云を詔へ依も文の外は自然よ始て御心を安○拜志
 くし給する御有る趣も依をも思ひ合はべし

は本小拜志郷郡家正西九一里二百一十歩云く此云く
 採れる傳あり故云林神角三年即有正倉とあり和名抄
 小も意宇郡小拜志と見也風土記抄小拜志ハ來待湯町
 巴抄けて此正倉ハ風土記同郡小布自奈社同布自奈社を
 あ依社あるはし抄又忌部里布自奈村の社ありと云ぬ神名式小布自奈大
 穴持神社布自奈神社と並は依是あり

百九三

於是產巢日神出天御量以而

如大圀主神出請白而於出雲

圀出多藝志出小濱令造天出

御舍而以御子天御鳥命爲楯

部而天降給矣爾時退下而大

カミノミヤノミヨソノミタテツクリキカレニ
神出宮出御装出楯造出仍至

イマツクリタテホコラテタテマツルスメガミタチニスナチタテ
今造楯梓而立奉皇神等爾楯

ヌヒノトコロコレナリ
縫出地是也。

於是產巢日神也云々。此宮造の古也。書紀亦高皇產靈

神の勅と云。出雲風土記亦神魂命天御量と云

故二柱をり迄て產巢日神也とは記せ也。其をりの高皇

も神皇產靈神御子とも二方傳とるをば。産巢日神御子と記せる例あり。殊に皇美麻命御天降の事ハ古

事記書紀よこそ高皇產靈神の御名此み出とれ神賀詞
ふた高御魂神魂命能皇御孫命天下大八島圍乎事依
奉之時とあり然れど神皇產靈神も預り給ふること著明きや。○天御量の大也ハ既

ふ出とり。第五十段の如大國主神也請白而。此請白

し給ふは宮造此狀也。上小見え也。但し此を私補と

徴よ委く。○多藝志少小濱也。師云舟具小多藝斯と云物

云へりき。○多藝志少小濱也。師云舟具小多藝斯と云物

云。其小依れる名也。その當藝斯のことハ景行はて

此を梓築大社の地也古名と聞えぬ。此名他小見と

云。謂所造天下大神也。社坐也。云と切られと依文也。郡家正
北九七里三百六十步。高三百六十丈。周九十六里とあり。是は有まとも多藝志少小

濱でふこをば凡て見えぬ。

内山眞龍云 田地よりて武志村と云

村今を神門郡塩治郷内あり。

とあり。○御舎ハ美阿良訶と訓む。名義を

在所あり。季くは既ふ註へり。第五十段御殿の処見るべし。して今此造

奉る御舎ハ大圀主神の永久ふ隠す鎮坐む御社ふて即

杵築大社あり。上第百十六段よ云るを見べし。○御子とは。

産巢日神の御子此由あり。○天御鳥命一本よ天御鳥命とあり。

は名義を。いまど考得れど。決て彦狹知命あるべし。其

を産巢日神此御子を云ひ。楯を造ると有ふて知らぬ。此

ハ産巢日神の御子よて楯を造り始とること。第五十段を見多知むし。ち多文の趣よては。

楯むの戸を此神を天降して造り給へりと聞ゆれど

手置帆負命をも天降して御舎をも。此二神ふ造り給

ひらむ。其を上よ。天照大御神の瑞御殿まよ御笠盾を

も。此二神して造り。下ふ大物主神此御装物を造る處よ

め。手置帆負神定爲笠作者彦狹知神爲楯縫者と有れむ

あり。内山眞龍が解よ。天御鳥命ハ天夷鳥命亦名天鳥船命と同神ふて船の美乎よ依れる名あるをしと云

るを非あり。風土記よ神魂。○楯部ハ例ふ依て云はぐ。部

命の御子とある物なや。とは。其部此おせおれども。此を然らば。上る引る文よ。楯

縫者やあるふ同じかるべし。○退は麻加理と訓べし。貴

所よ戸退去を云。委くは第三十段の傳よ注せり。○大神を。大圀主神

を申せり。○御装ハ美與曾比と訓べし。一本よ装束とあり。して

御装小楯を用ふる事ハ既小云第百十六段白楯○至の処見るべし

今云くは。出雲風土記を奏進タテマシれる。天平五年を云。然れど

當時ソノトキまで。猶ナホ神世のあく。ふ。其事を繼ツギて仕奉れるあ也。其

此コノ因ユりも。彦狭知命亦名天御鳥命ニギハヤヒノミコの裔ウヂ此ありて。さて此

小楯コノタテ梓ホコとあまむ。上ウよ決キて梓を造れる傳ツトも有アむむぐ。

脱ヒとるれぬ。其コノは梓ホコも社ヤシロ此装キふ用ヨウ ○皇神等スメノカミタチハ。前マよ等ナ字ジ

依ヨしテ惡アク神賀詞カミカヒノコトふ。加夫呂伎熊野大神カフロキクニノオホカミ。櫛御氣野命シノミケノミコ。因作ユ

坐志大穴持命イマシノオホアナノミコ。二柱神乎始ニハしらカミ。天百八十六社坐皇神等乎云アメヤチハヒサノヤシロノカミタチノコト

云。志都宮爾靜米仕奉氏シツミヤニシツメノミコ。とある出雲因造イノツクリが祭マツルる。百八十

六社の神等を申せ也イハレ。凡ソトて因ユりの諸神社ソノヤシロも其因造イノツクリのイ

て須米スメてふ言コトは。上ウふ云イハる如スく統スの義カタチふて。其コノを天照大

御神ミカミ此コノ美麻命ミマノミコを稱ナヅケへて。須米美麻命スメミマノミコと詔ミコトへるをめめ起おこめ

ぬ。其コノ言コトふ皇字スメノミヤジ哉アテ當アツとあららず。無上至尊ムジヤクニシツホ此稱言コノナヅケノコトとあらすを御

祖神ソノミカミとちななも。皇御祖皇神スメノミヤノミカミあと申イハし。其コノをめ轉マシして他神カミ

等ナリ哉アテさらすを。弘ヒロく申イハし言コトとハあららずぬ。故ユ祝詞式イハヒノカタチをはじめ。

古書等コノキタシ小コ。他神等カミタチをめかかく白せり。○楯縫タテヌイ也ナリ。地チハ。出雲因

楯縫タテヌイ郡ノあらす。楯縫郷タテヌイノコトをめめめて和名抄ニギハヤヒノミコルも見ミえさめめ。風土記

并ナ、多タ久ク谷ヤ岡ノ田ノ布フ崎ノ古コ井イ津ツ三ノ津ツ只シ浦ウ塩シ津ツ等ノ為メ一ヒト郷ノとあり。はと意イ宇ウ郡ノ小コ楯縫郷タテヌイノコトあ

也ナリ。此コノ所ノを楯縫ヌイと云由ヨ

六段ノ百二十ノ見ミ也ナリ

於是大国主神。以其平国出時
コ、ニ オホクニヌシノカミヲソノクニムケタマヒシトキ
 所杖出廣予。授二柱神而白出。
ツキタマヘルヒロホコサツケフタバシラノカミニテマラシタマハク
 吾以此予卒有治功。皇美麻命
アレモテコノホコラツヒニナセリイサヲラスノミマノミコト
 用此予治国則必當平安吾所
モテコノホコラヲサメクニラバカナズナムマサケクニシアガシ
 治顯明事者。皇美麻命當治吾
ルアラハゴトハスメミマノミコトベシシラスアハ

退而將治幽冥事。白而乃薦岐
サカリテムトシラカクリゴトヲマラシテスナハチスハメヲナドノ
 神於二柱神而此神代吾而當
カミノニフタバシラノカミニテコノカミカハリアレニテベシト
 奉從言訖而即躬披瑞出八坂
マツルツカヘコトヲヘテスナハチミツカラトキミツノヤサカ
 瓊而遂於八百丹杵築宮。長隱
ニヲテツヒニニヤホニキツキノミヤトコシニカクリ
 鎮坐矣。此宮造出時。諸神等參
シヅマリマシキコノミヤツクラシトキニモロクノカミタチマ平

ツドロミヤコニテキヅキタマヒシユエニイフキヅキトマタ
集宮處而杵築出故云杵築亦

ニサガノカハウチモヤソガミタチツドヒマシ
於佐香河内百八十神等集坐

タテタマヒミクリヤテシメカマサケラタマヒテモヤ
立給御厨而令釀酒給出百八

ソカアソビテアラケマシキカレイフサ
十日喜燕而解散坐矣故云佐

香也。
ガト

平因之時^レ玖邇牟^レ祁多麻比志^レ登伎^レと訓^レ法^レし。平を牟祁

あり。舊く多比良宜^レ彼惡神邪鬼を撥平巡^レ正給^レ行^レる時を

と訓^レとまどわろし。云ふ。○所杖^レ之ハ都伎多麻開流^レと訓^レべし。舊くハ都祁

廣示^レ。其御示^レは其和魂大物主神の海を光^レして現^レれ依

給^レへる時^レ小持來^レ給^レへる天薙示^レ亦^レ依^レべき^レを既^レ小^レ云^レる

の如^レし。第九十六段の傳見^レべし。○二柱神とは經津主^レ建御雷^レ二神を

いふ。○授^レむ。舊く佐豆祁^レを訓^レる^レ小從^レふ^レを凡^レて佐豆祁

は眞^レと通^レひて眞^レ付^レの義^レと通^レえ^レたり。○有^レ治功^レハ義^レを得^レて伊佐袁志^レ乎那

勢^レ理^レを訓^レ法^レし。○當^レ平安^レ平安^レを麻佐祁^レ久^レと訓^レ由^レ之^レ既^レ亦

云^レ也。第六十三段の傳見^レを^レして二柱神^レ小授^レとは有^レれ^レぞ。實^レハ皇美

麻命マテマシ奉進給へる如故コトと。此御言ミコトノコト了シテ著シテ抑ヤメ今圀イマノ字
避給サガリふ際キバ。此御示ミコトノコトを奉りて。かく白給シラシ牙ハ義ヨシハ。此示コト茂
杖ツギて。圀イマノ平給へは故コト了シテ。示コト名ナを八千示ヤチヒサカ神カミとも負坐ツクし。勇猛イサミ
き御稜威ミツツクを振スひて。功成コトナシ給へまば。皇美麻命ミコトノコトめ。是コト了シテ後
天下アマノを治賜シラシハむふ。此コト惡神ワラカミの恐畏オチカシ於ニ示コトふし有アれむ。
我ワガが如コトく此コトを取持トリモテして。武タケき御稜威ミツツクをもて治賜シラシはら。平
安坐ケクニおむ物モノぞと御言ミコトノコト字遺コトし給タテマシ牙ハおハす。其コト此コト時トキまで
治シラシ免給へるよ。左サマも右ミダマも武タケ道ミチあらでむ。邪ヤ鬼キも怖オソれ坐マ退
む。天皇ミコトノコト祖神ミコトノコトとちの伊邪イサ那ナ岐キ伊邪イサ那ナ美ミ命ミコトノコトよ。天アマ瓊ニギ示コトを依
し賜タマへるよ。原ハラおハる。神カミ此コト道ミチふぞ有アる。或ナニは。故コト外ソト圀イマノ
卒ハ有ア。治シラシ功コト一ヒト句コト王ミコトノコト法ミチ成立タテマシ之本ノホ也ナリ。言コトひ。或ナニは。故コト外ソト圀イマノ
是コト投ナゲ治シラシ圀イマノ之ノ要道ヨウダウ也ナリ。と云イハるも。共トモ了シテ然シテる説セツれり。故コト外ソト圀イマノ

此説コトの入イリ來キざシ古コトれ天皇命ミコトノコトとちの。此道コトよ依坐ヨリマシおハす。
勇猛イサミき大御稜威オホミツツクを振スひ坐マて。天下アマノ此コト不服フボク人ヒトども茂シぬ。平
治シラシ免給タテマシ予タテマシるよ。申ウケひも更シおは中ナカふ。景行天皇キミヤマト此コト御世ミコトノコトふ。
倭建命ヤマトノミコト小東コト圀イマノを平シラシし免給タテマシふ時トキよ。柘木ヒノキ八尋ヤチヒロ示コトを賜タマへる。
神功皇后カミヤマトノミコトの韓圀カラクニ字征ウヂ給タテマシ多時タカトキふ。御示ミコトノコトを杖ツギ給へり。と有アる
と正シ了シテ此コト乃コト由緒ユキふ依給ヨリマシへる事コトおハす。其コト其コト段タマシく
けて此コト授給タテマシへる廣ヒロ示コトめ。何處ナニよ納ウケまり。と云イハる。下シタふ
云イハを見ミる。第百三十三段。○顯明事アキラカシメハ。阿良波アラハ基登キトと訓コト法ホウ
し。書紀キタマヒハ。顯露アキラカシ事コトと書イハて顯露アキラカシ此コト云イハ。阿羅幡アラハタ貳ニを有アる貳
常トコよも阿良波アラハとこそ云イハる。辞コトあらで。阿良波迹アラハタノミと云イハる。言コトは
う。於コトて有アる。之ノを無ナれむ。然シテるを祝詞イハヒ考カウふ。貳ニを利トクよ通トス

ひてアラハリ此事ありと云れしを信のし。偕まと頭
 露と書れしと露字此ハハいと物違々れ。下よ引く纂
 疏よ據て頭明と書於之を古き熟字カ。上ノ現事とあるノ
 了て阿良波を云う熟當れバあり。同じ。おは是時まで。此大神の治看せざる事おまむ吾所治
 とは詔牙依外也。○皇美麻命當治とは。前よ高皇彥靈神
 此御言ふ汝が治せる現事ハ。皇美麻命お治し汝を神
 事お治せ。と詔へ依命の依ふく。幽事をバ吾治む。美麻
 命を顯事を治せや讓申し給ふ外也。○退而ハ。佐加理氏
 を訓むし。そを避とも有れ。あり。佐理ハ佐加理の省語
 訓むも惡。彼謂ゆる八十垵手お隠れむと詔ふ了て案よ
 産巢日神の天御量以て造し給へ依宮お鎮坐依を云。

○幽冥事ハ。加久理基登と訓はし。書紀了ハ。幽事と云れ
 事を三字よ書れとま。本を決めて此も三字お書れけ
 む。一字落りと見ゆれ。下よ引く纂疏了。扱て幽冥
 と書於之ハ古き熟字よ。加久理と云ふ允當れ。おあり。
 舊事紀ハ。幽神事とあり。本を然有々む。お知べ。くら。偕
 ま。書紀ハ。幽事をカクレタルコトと訓とれ。此を阿
 良波事と對へる名目語。おれ。加久理基登を訓と。此を阿
 叶。了。師説よ。此。幽事ハ。上ノ神事とある。一。事よ。て。神
 事。を。言。の。ま。く。お。書。る。字。幽。事。ハ。意。を。も。て。書。る。字。あり。故
 二。共。了。加。微。基。登。と。訓。べ。し。舒。明。天。皇。紀。了。幽。躰。と。あ。り。此
 訓。を。も。て。幽。事。を。か。こ。お。と。く。訓。べ。き。こ。と。を。思。ひ。定。め。よ
 と。有。れ。と。彼。紀。れ。る。を。神。も。人。も。と。對。了。る。故。よ。幽。を。カ
 三。を。訓。ま。せ。ア。ラ。ハ。と。云。む。了。ハ。カ。ク。リ。と。云。ぞ。對。了。る。語
 あり。る。熟。上。ノ。神。事。を。依。依。よ。同。じ。現。事。と。顯。事。神。事。を
 熟。思。ふ。べ。し。幽。事。を。一。お。ま。む。も。字。都。志。事。ハ。加。微。事。阿。良。波。事
 不。加。久。理。事。と。相。對。ふ。語。を。聞。え。る。也。事。顯。事。と。二。了。云。ひ。

八十垌手テ不レ隱レりて侍はむ。と白給シへ依事ルしあまむ。
速クよ唯ニと申して。今かく吾退リ而將治ス幽冥事トと白給テ予ニる
あり乃レ也。（お本此等の事ハ第八十六段まゝ第百十五段より次く云る説どもを考合せて辨ふは）弘仁私記ありし以來世々此事識人ニ多ク。此幽旨ヲを見
得ルとるは無クし中ニ纂疏ス。顯事ハ人道也。幽事ハ神道也。人
爲ニ惡ク於顯明之地則皇誅ス之爲惡ク於幽冥之中則神罰ス之爲
善獲福亦同シ也。神事則冥府之事也とあり也。（お本文をいよく約めて引ぬ）
れバ季クく本書ヨおは漢語ヲ言へれ也。信ニ不明ク乃レ死説ト
あり其ニ下ニ季ク云を見るハ也。○岐神ハ伊邪那岐命。
豫美都圀ヨ往坐シして伊邪那美命ヨ追ハれ給へる時ニ自リ

此莫來コと詔ヒて衝立給へる御杖ニ成坐スる神ありと。
既ニ見えと也。（第二十二段の傳見るべし。師ニ此ニ在ルを天夷鳥命ヲを誤れるあらむと謂ハは）
季クくはて今避給ふニ此神ヲなしも吾ニ代りて從奉スべし
とて。經津主建御雷二柱神ニ薦免給へる事ニ。渡カき由リあり
也。其ニ下ニ云ハ也。（第百二十六段の傳を見て知べし。○言訖而は伊比袁）
と訓ルも非シ許登袁閉ト氏ト訓ベし。祝詞ニ稱辭ト竟トといふ。
辭ヲ竟ト同ク此ニ際ニと言ハ竟トとる意ハバ予ニ古言ヲて例あり
はと有リ也。○瑞ヤハ坂瓊ニ此トは。天照大御神の御裝束
ハ八尺勾ハ瓊トとある處ニ季ク註シ予ニ也。（第三十二段ハ）
躬披ハ眞龍ガ美豆加良登伎ト氏ト訓ル予ニ從フ也。（活字本）

と一本、舊事紀あど、被とあるは依て、現因所知看せ、
負也義如、被夜也被、と説る説を誤あり、現因所知看せ、
御靈壘と、御頸よ懸せ、依を、因避給ふ信了、躬披て授奉、
て、皇美麻命を祝給ふて、彼伊邪那岐大神の御頸珠を、
天照大御神に賜へ、依と同じ意、バ、牙、彼、廣、示、も、二、
柱、神、よ、授、け、給、
牙ると思合、大倭神社註進狀に引とる舊記、倭大因魂、
神、亦曰、大地主神、以八尺瓊爲神體、奉齋焉、とあり、此の八、
坂瓊、亦依、其、
神、躰、と、爲、と、る、も、思、合、さ、る、れ、を、あ、り、○
八百丹、八岡部翁説の如く、夜本、八彌百を約と、依語、爾、
土、此、を、よ、て、彌百と多く、土、を、杵、し、て、築、と、い、ひ、係、と、
上、上、
は、八、穂、米、支、豆、支、也、御、埼、と、も、見、え、と、○第七十六
段の傳見

此、此、
本、雄、畧、天、皇、卷、歌、に、夜、本、爾、余、志、伊、伎、豆、伎、能、美、夜、と、
ある處、も、註、を、見、る、は、し、○杵築宮としも云、由、下、此、
傳ふて、明、り、し、○長隱鎮坐矣、ハ、書、紀、に、長、隱、矣、と、見、え、神、
賀詞、は、八、百、丹、杵、築、宮、爾、靜、坐、支、と、ある、を、合、せ、て、文、を、
成せ、依、が、長、と、を、上、
至、今、鎮、坐、を、ある、如、く、第九十九段
見、る、べ、し、
神世の當時、此、宮、に、隱、靜、坐、る、は、く、よ、今、
至、ま、ず、御、形、を、
顯、し、給、を、ぬ、を、云、
か、く、の、依、物、を、師、の、豫、美、都、因、よ、避、給、へ、
由、云、れ、し、ハ、季、ら、ら、ば、扱、レ、ヅ、マ、リ、ハ、
靜留、此、義、○諸神等と、を、因、津、神、と、ち、皆、ハ、云、よ、及、バ、
天、
降坐、依、も、今、ま、で、此、大、神、に、御、治、坐、る、諸、神、皆、を、云、ある、は、
し、○宮處、ハ、美、夜、古、を、訓、は、し、
都、字、を、美、夜、古、と、訓、む、
も、即、此、二、字、の、義、
ハ、○參

集ハ。麻韋都杼比と訓べし。參と云卑き方と云尊也。方へ
參るを云語おまむ。此大神を尊みてかく申せぬ。○杵築
之故也。伎豆伎給比志故爾と訓べし。集給へる諸神の各
各御手を下し。杵して宮地を築堅給。牙依由お巴。然る
は今まで其御治を蒙れる故にみおらば。此を後去。永
永よ其御治を承ぬ。乃ふ大神也。永永小鎮坐に宮おまむ。
然も有べき神態お巴。崇神天皇卷よかの大物主神の神
の御墓を書ハ人作れるを夜を神
此造れりと有をも思ひ合はべし。出雲大社志ふ。枝宮を
竝記せる處。杵那都岐有壇無社。諸神築大社時。會聚上
地とあゆむ。其舊跡と聞えと云。四月三日と十月朔日と
ふ。此處を祭る式あり。そ

下よ云を
見るべし。

○杵築ハ。風土記出雲郡小杵築郷。郡家西北
九八里六十歩とあり。前條よ多藝志也。小濱とある也。古
名お巴。乃むを諸神の杵築と方へる地ある故。後小杵
築と號と云と聞也。和名抄小も。同郡小杵築と出と云。但

今本よ。杵字許よ誤れり。風土記抄。大神所坐也。今并宮
内。越時市島中村。大土地。小土地。赤塚。假宮等。為杵築内。此
外兼合。日御崎。宇竜浦。佐岐浦。宇崎浦。湊園村等。為杵築郷。
内。又聞。手結。濱。黒田等。杵築社領七浦内也。杵築郷古。出雲
郡。今神門郡。八束水臣豆奴命。此因引ぬ。乃ふ處。小支豆支
也。といへり。八束水臣豆奴命。此因引ぬ。乃ふ處。小支豆支
也。御崎とある也。即此地也。埼。今世よ。日御崎と云處

也。御崎とある也。即此地也。埼。今世よ。日御崎と云處

也。御崎とある也。即此地也。埼。今世よ。日御崎と云處

周九十六里一百六十五步。西下所謂所造天下大神之社坐也。とあり。真龍云。郡家の方程を一本よ正北とあり。合えび西北北七里云々。方程合たり。今見るよ。山頂も杵築大社の北山殊よ秀とあり。抄ふ。此山周凡高三百六十丈は。此処を度れるあらむ。抄ふ。此山周凡

今十六里有餘也。古事記。宇迦山也。俗呼曰不老山。又鰐淵

山是也。西北以郡家路尺考。上相應杵築。今彌山跡是。宇迦

第一峯也。とあり。宇風土記訂正本よも古事記よ謂ゆる

八十六段。宇迦山の処此師説よ。鰐淵山是あり。せ有をを合せて思ふよ。連なる山了て。峯の別よ立たる故ふ。名の変れび。けり。但し風土記抄ふ。熊成。けり。神名式ふ。出峯といふも是あり。と云へるハ誤あり。けり。神名式ふ。出

雲郡よ。杵築大社。大神。同社大神。天后神社。と竝載されと

あり。あ。此外よ。同社とあり。社六社あるを。其を既了第一

大神。天后神とは。彼須勢理毘賣命あり。この天后神と云

御女。三穗津姫あらむと云説ハ非なり。其を。高皇産靈神の

由。七。第百二十八段の傳よ云を見べし。御紀ふ。仁壽元

年九月庚午朔乙酉。特擢出雲。因熊野杵築。兩大神。竝加。從

三位。貞觀元年正月。廿七日奉授。出雲。因從三位熊野神。杵

築神。竝正三位。同年五月。廿八日。授。出雲。因正三位勳七等

熊野坐神。正三位勳八等杵築神。竝從二位。同九年四月八

日。出雲。因從二位勳七等熊野神。從二位勳八等杵築神。竝

授。正二位。とあり。熊野之須佐之男。大神。坐。あ。既ふ云

あり。第七十九段。第九十段。杵築ハ。大因主神よ坐こと。古事記。書紀。出雲風土記。因造神賀詞あ。ぞ。明あり。然るを。紀ふ。大社

日本紀畧よ。後一條天皇長元四年此處ふ。八月十一日。今日出雲。因杵築社神殿顛倒。十月十七日。出雲。因言上杵築宮无故顛倒也。由。閏十月三日。軒廊御上。去。八月十三日。出雲。杵築。神殿顛倒事也。百鍊抄よも。此事を載して。次よ或者。宝殿中奉納。御正躰。宮。頗。出。自。宝殿。御坐。顛倒。大殿。上。云。く。と。あり。五日。今日奉幣。出雲。杵築社被申去。八月十三日子刻。神殿顛倒事。十五日。發出雲。因杵築社奉幣使。神祇少祐大中臣元艷等也。と見え。顛倒の

え。百鍊抄よ。出雲守橋俊孝配流。佐渡。因。是。杵築社顛倒。并。有。神託。由。秦。聞。仍。遣。家。檢。使。上。外。無。案。上。故。也。と。あり。此。を。紀。畧。の。文。に。倒。字。を。脱。し。百鍊抄。に。ハ。例。字。を。脱。せ。り。然。依。ハ。上。よ。奉。之。る。四。年。八。月。の。処。に。正。しく。神。殿。顛。倒。と。あり。此。は。人。に。正。目。よ。見。る。事。外。を。奏。去。へ。く。も。非。交。殊。よ。下。ふ。大。社。志。を。引。く。如。く。九。年。正。殿。式。あり。此。顛。倒。の。故。と。聞。也。然。れ。バ。神。殿。顛。倒。の。事。ハ。達。無。れ。と。其。例。を。奏。せ。る。を。託。宣。あり。し。と。申。せ。る。が。無。案。あり。依。て。流。され。と。る。由。亦。正。殊。よ。其。罪。名。の。中。に。稱。託。宣。授。官。位。於。人。と。し。牙。あり。因。司。を。私。多。き。物。亦。ま。か。く。る。偽。を。奏。せ。る。事。も。其。方。よ。由。あり。て。ある。を。し。紀。畧。に。ハ。倒。字。を。補。ひ。百鍊抄。に。ハ。例。字。を。補。ひ。て。見。る。べ。し。字。形。の。相。似。と。る。故。よ。互。ふ。一。字。を。脱。せ。大。社。志。よ。後。一。條。院。長。元。九。年。正。殿。式。と。あり。依。る。あり。ハ。正。大。社。志。よ。後。一。條。院。長。元。九。年。正。殿。式。と。あり。依。る。は。右。に。顛。倒。に。依。こ。や。聞。え。と。正。此。を。正。後。ふ。は。百鍊抄。よ。後。冷。泉。院。天。皇。の。康。平。四。年。十。一。月。九。日。出。雲。因。杵。築。社。顛。倒。と。見。え。五。年。二。月。九。日。諸。卿。定。申。出。雲。大。社。顛。倒。

事とあり。下引く康治二年三月の宣旨も、康平五年も、造営よと、大社志よ、後冷泉院治暦三年正殿式とありは、此

此時あり。長元九年より三、はと鳥羽院、永久三年正殿式

をあり。治暦三年より四十九年もある。下引く康治二年の宣旨も、天仁三年も、莊園科せて其勤を致せる由見えたるは、此造営よ依てあり、然るに此時よ、いと見えたるは、此造営よ依てあり、然るに此時よ、宣旨も、帥中納言家保云く、ちて此、後、近衛院、天皇は康

治元年六月、神殿顛倒あり。此事も下引く康治二年の宣旨も、去年六月顛倒と有よて知られり。永久三年より今年まで三十一、年あり。百鍊抄も、崇徳院、天皇の永治元年正月七日、杵築大社、俄顛倒とあるは、此を誤れるあり。そは永治二年ハヤグ、て近衛院、天皇の康治元年よて、永治元年と一年の違あり。故まば假殿を作りて遷し奉れり。そは大社志よ、康

治元年十月十四日、可造立假殿、由被下日時、勘文同十一

月廿一日戌時、假殿遷宮、兼忠執行也とあり、て知るは

し。下引く宣旨も、十月頃上奏也。斯て同二年此三月十

九日、左辨官と出雲、因下されぬは、宣旨も、彼社者

天下無雙也、大廈、因中第一也、靈神也、顛倒也、時非、宣旨者

無始造營。此文よよるは、是より前も、往仍前、造立之

時、莊園平均、嚴下、材木、所令勤仕也云く。此云くと約する

てある所を、莊園よて彼、是申加也、師中納言家保任、造營

せざる由を、尤免給へる文あり。加也、師中納言家保任、造營

之間、有神也、告大木百本、自海上寄社邊、以其大木等、用梁

棟柱、桁更不採、虹梁也、材木、然而莊園同心及二箇年所造

畢也云。お上よ記せる永久三年正殿式の時の事よ
よ三箇年ぐ布ど営みて造畢よ由あり其木此寄れる
を下文よ謂ゆる天仁三年よぞ有る其木此寄れる
ふ帥中納言家保日記を引て天仁三年七月四日大社記
百本海上と稲佐浦に流寄れりあく因幡上宮の大木近
辺よ長十五丈口一丈五尺の大木一本寄來る在地此
民疑を成ちがらはを切取むとけりよ大蛇件木を纏ひ
て居る故よ諸人恐れて退き然依り伐取むと計し
者ども病苦よ腦まさゆくと頻ありぬれ種を計し
をあしゆ御示現よ云く出雲大社造立の毎度よ諸
囹の神とち行事とある今度ハ我が行事よ當り此木を
木を採進り畢終仍て件木一本を我が得分ち此木を
以て急ぎ吾が社を造立せしと示し給ふ稲佐浦の寄
木了て正殿の造營せり永久三年十月廿六日迂宮あり
是を寄木此造營と云と何此此宣旨の文まよ大社志
よ鳥羽院永久三年正殿式とあるよ熟符へり最も畏き
御稜威ありぬ因幡上宮やハ神名式よ法美郡よ宇倍
神社名神大とある神あるべし永万記お上宮とあれ
あり今も稻葉郷宮下村と云処の宇倍山と云ふ在と云

子り祭る神を建内宿祢命よて囹の一宮あるが是まよ
御稜威いみじき神あり此を人世とれりての神あれど
幽よ入坐て大囹主神小從ひ給ふこを如此しれ本此
神社のこと委く仁徳天皇卷七十六年此処よ注べし

彼社邊造營者當境第一也大事也。是以自往代以來莊園

一同所致其勤也。是數代也舊規也。近則康平五年天仁三

年也例也。中古如此。矧於當時乎云。康平五年ハ治曆三

科せ給へる例天仁三年も永久三年正殿式ハ營みを

せ給子例あり是をもて近とあり委く上よ論へる

如抑件社去年六月顛倒也間即注子細今言上也處僅遣

實檢中官使及營造也沙汰作事遲引神慮難測仍十月頃

上奏也刻適被勅下假殿拜採枝木始木作日時等云。此

よ依て康治元年六月よ神殿顛倒ありしことまよ大社
志了其年の十月よ假殿の沙汰あて十一月よ迂宮あ

りしと云ふも、共よ正説あることを知られり。造同社間、被停止神社佛寺納官封家、濟物責、并諸司所、切下文及官行事、藏人所召物者、偏勵當時造營也、勤固遂後年究濟也、節云、依宣行之、とあり。此全文いふ、おのいと長々、れバ此よ、おのいとく、約めて、奉これむ、委く、大社志よ、就て見るべし、他書いハ見ざる宣、然ま、むも此頃、を神を蔑如し、思ひ奉る世中、あり。已し故ふや、おの事行はま、び是と、已一年おきて、久安元年十月四日、同因へ下されり。左辨官の宣旨よ、彼社顛倒之時、蒙重任、宣旨、所造營也、因家也、寄誠、異他社、爰當任之、吏同蒙、宣旨、之後、營土木、之處、權門庄、く、也、課役、以對捍、爲事、豐饒、之昔、猶有、煩于造畢、凋弊、之今、偏勵、私力、不日

造畢輸之、吏逾可謂大功云、依宣行之、とあり。此宣旨も、大社志よ、

載るる所あり、外、おの莊園の課役を科せて、造營し、免むと、よ見ゆ所あり、

爲給ふ事行ハれざる故、成功字も、多勸られ、あり、

神慮い、うよ有、む測、のとし、いと悲しき世、中あり、り、已、ちて此、後の事ハ考ふる便、

あり、大社志よ、高倉院、安元元年十一月十九日、假殿遷宮

とあり、其間二十年、はのゆは、如何、お御坐、りむ、此安元元

年と、め十六年、ありて、後鳥羽院、建久元年六月二十九日、

正殿式遷宮、と同志よ見也、おは鎌倉と、已、諸因の莊園、お

科せて造れる由、下、引く文よ見え、とあり、お、扶桑見聞、私記、文治五

年六月十五日、出雲、因杵築、大社、神主、資忠、云、者、此、程、参向、鎌倉、而依、有御立願、之、事、令、帰、参、本社、可、抽、丹、誓、也、由、被、仰

含、土間、今日上道被付、神馬一匹、号、沢井黒御廐、土馬也、云、
望ありし時、おれバ、彼、資忠、が來れるよ、立願、此事を仰せ、
造立せられ、儲ま、大社志、後堀河院、嘉祿三年六月二
十四日、假殿式遷宮とあり、建久元年より三十七年の後あり、此時、此事を
同志よ、建久、初源、頼朝、科、諸州、莊園、以、新、大社、民庶、大、困、嘉
祿、末、北條、準、其、法、復、以、新、大社、既、而、柱、面、得、十六、蛀、字、守、護
佐、く、木、信、濃、前、司、泰、清、告、此、於、鎌、倉、令、一、処、は、此、事、を、記、せ、
して、因、司、右、衛、門、尉、昌、綱、と、云、名、も、あり、北、條、氏、驚、異、遠、發、官、庫、金、穀、更、造、大、社
後、人、稱、其、文、爲、蠹、符、と、云、ひ、て、居、大、煩、物、朕、非、素、意、若、人、歸、
德、栖、高、木、足、ぎ、い、ふ、文、字、載、せ、是、信、あ、ら、ば、最、も、畏、く、辱

ぬき、神、語、師、の、玉、勝、間、は、此、を、因、造、家、記、よ、あ、
る、由、人、小、聞、と、り、と、て、奉、ら、れ、と、る、
ぐ、此、に、後、世、人、の、漢、意、よ、し、て、神、此、御、心、小、非、處、さ、る、ハ、此、
大、神、此、請、白、し、給、へ、依、御、言、と、表、裡、お、ま、む、お、り、ま、さ、此、大、
神、漢、文、を、も、か、ば、り、作、と、る、ふ、程、ぬ、ら、む、よ、朕、字、ハ、非、字、
の、下、よ、あ、る、べ、き、小、上、よ、あ、る、ハ、拙、し、然、れ、ば、こ、を、當、昔、北、
條、小、諂、ひ、て、造、れ、る、言、と、こ、所、然、る、は、神、世、小、御、居、所、を、
思、ゆ、ま、と、言、ま、お、ま、む、一、偏、ぬ、り、天皇命の御舍、此、如、く、と、請、白、し、給、ひ、天、皇、祖、神、の、御、量、よ、
も、千、尋、繩、を、し、百、結、く、八、十、結、く、と、定、賜、へ、る、は、ふ、く、古、
は、然、有、る、物、字、次、く、小、さ、と、造、り、も、て、來、お、れ、み、り、
世、の、亂、う、ち、續、き、て、諸、州、の、民、此、甚、く、困、じ、多、在、は、よ、又、も、
課、役、を、科、せ、お、る、事、を、い、と、愛、み、坐、て、此、頃、お、は、し、如、此、に、
所、思、看、せ、は、よ、や、是、ぞ、神、此、御、心、此、時、の、状、も、從、ひ、給、

動流^三と云事
も見えと^二也

此後至慶長以假殿式營十餘度今不具錄

制本殿高示文六尺方王間周以八尺縁謂也假殿式寛文

七年三月晦日遷宮源家綱公賜鈞旨造營制依正殿式と

見え多^二也此文ある示文の二字を六丈の誤あるべく王

字ハ何れらむ五よてもいと狭し猶考ふを

杵築大社記よ此宮を餘社に替りて正殿南に向ひ柱を

九本何れも丹青の障子に彩^二也て神勅と異なる似たり階を

昇れど正面の障子に當社の地圖を金彩色に写し左の

障子よは競馬を繪き昇殿して左を廻り同殿西に向へ

る故^二人東に向ひて拜むい^二うある故^二や社の高さ

七丈以上を御正殿と云ひ七丈以下を御假殿作と云ふ

り正殿を大宮ある故^二正殿假殿

うはる^二く^二不造立ありといへり

○佐香河内^二は風土

記よ楯縫郡^二佐香川源出郡家東北所謂神名槌山東南

流入于海とある川の内方ありと聞也風土記抄よ佐香

川也とい^二也

○百八十神^二を多^二く此神等を云^二こ^二也既^二小註^二牙

い^二牙^二也

○御廚ハ和名抄^二廚庖屋也久利夜と

傳見^二る^二べし

○伊都閉黒益也とある伊都閉^二神武天皇

紀^二了^二嚴^二竟^二此^二云^二怡^二途^二背^二と見え^二と^二は^二嚴^二竟^二ある^二の^二黒^二益^二を^二岡

部^二翁^二説^二よ^二益^二を^二借^二字^二よ^二て^二辭^二あ^二り^二薪^二して^二燒^二ば^二黒^二く^二ぬ^二る^二故

ふ^二飯^二を^二炊^二こ^二を^二か^二く^二云^二は^二ぬ^二れ^二ぬ^二也田舎人あどの鍋は

は^二て^二此^二を^二神^二御^二食^二残^二炊^二く^二を^二云^二ふ^二あ^二る^二は^二し^二也^二有^二は^二り^二あ^二き

て^二眞^二龍^二説^二小^二久^二利^二夜^二を^二久^二呂^二麻^二志^二夜^二て^二呂^二志^二此^二約^二也^二利^二あ

り^二也^二云^二牙^二也^二然^二も^二有^二は^二し^二也^二○百^二八^二十^二日^二は^二多^二く^二日^二數^二多^二り^二ぬ

し^二城^二大^二冠^二り^二よ^二云^二へ^二は^二ぬ^二れ^二也^二○喜^二燕^二而^二を^二阿^二曾^二備^二氏^二と^二訓^二べ

し。此を大罔主、大神の功成竟て。現世を隠避り給ふ時あまば。大神は更あす。百八十神等も共よ喜ばして。酒を醸し。免酒壽ひし給へす。と通えす。○解散坐す。眞龍が阿羅那麻志と訓るふ依はし。阿羅那てふ語の義は既ふ云す。第二十二段の傳見るべし。けて此時集坐る神とち。悉の如らば大罔主、大神と共に。御身を隠し給ふむこと。言はくも更ぬめ。其の傳あそ無れ。言代主、神建御名方、神あぞの事を思合せ。解散とあるを。熟く想像して辨ふべし。○佐香は。風土記す。楯縫郡よ。佐香郷、郡家正東四里六十歩。云くをのめ。此云くと約とるを。即ち和名抄よも。同郡よ。佐香と

出とす。風土記抄よ。并、小佐香、惠佐香、園村、鹿音寺、四所、為、佐香郷、燕會処、今佐香、小川也といへり。はと

風土記す。同郡よ。佐香、濱廣、五十歩とあるは。佐香川の濱

あるは。抄よ。俗云、坂、まゑ在、神祇官とあるは。社中よ。佐

加、社あす。神名式す。同郡よ。佐香、神社を有る。即是をのめ。此

時集坐る。百八十神とちの御靈を祝へは。社外よ。はし。風

記抄よ。佐香、浦九社、お布出雲、風土記とあり。此、大神よ。由あ

ゆ傳ども。残撫ひ記さば。仁多郡よ。布勢郷、古老傳云。大神

命之宿坐處也。故云、布世。神龜三年、意宇郡よ。穴道郷、所造、

天下大神、命之追給猪像。南山有二。一、長二丈七尺、高一丈

五尺、高八尺。追猪犬像。長一丈、高四尺。其形爲石。无異猪犬。

至今猶在故云穴道。真龍云。おを大國主と成給ひて、遊獵
おまど地名よ穴とあれハ。志くや訓べし。大社記云。はと
天平の頃まで有し。今を土よ埋れとる。見え。はと
神門郡ふ吉栗山所造天下大神宮杖造山也。此を後世ま
を造る所と定。この山あるべし。抄ふ此山を伊秩郷一窪
田村中久利原あり。山足よ。阿陀加夜怒志命社ありと云
戸はと宇比多伎山大神之御屋也。この山ハ抄ふ在朝山
日女命与。大穴持命也。社俗呼曰宇比滝大神と。稻積山
るよ依れバ。彼比賣神と住坐る御屋ハ化まる。う。稻積山
大神之稻積也。稻山大神之御稻也。陰山大神之御陰也。梓
山大神之御梓也。冠山大神之御冠也。おぞ見え。抄ふ上五
宇比多伎左右前後山名也。とあり。真龍云。此郡を殊ふと
く大神の事を傳へとま。此所を大神の始。此宮所ある
はし。宇比多伎北南よ。神所と云村も有て神戸あり。試り
云は。大神の避。坐て後の祭。坐るを櫛八玉神。櫛よ化て。

云くと有を思ふ。宇比多伎ハ。鵜火焼よて。櫛八玉神御
屋を竈よて。其火炬屋の山とあり。稻積山ハ。大神の和
稻荒稻了多積置とる食物ハ山とれ。陰山ハ。天此御蔭
日の御蔭と隠り給ふ御蔭の山を。お。梓ハ御執し物。其
梓を保己山を。お。冠ハ御装物の。ま。飯石郡ふ。三屋郷
冠ハ加夫利山と化とる古傳よ。ま。飯石郡ふ。三屋郷
郡家東北九四里所造天下大神之御門。即在此處故云。三
刀屋。神龜三年。即有正倉と見ゆ。三刀屋ハ。御門屋の義。お
ふ通をして用ふ地名の。此正倉ハ。同郡の在神祇官と云
例。お。か。く。の。お。と。し。此正倉ハ。同郡の在神祇官と云
る社の中。御門屋社とある。即是。お。神名式了。ハ。三屋
神社と。お。風土記抄ふ。三屋郷。給。下。村。一。ま。と。大原郡ふ
神原郷。郡家。正北九里。古老傳云。所造天下大神之御賊積
置給處。則可謂神賊郷。而今人猶誤云神原郷耳。と見え。真龍

云、神賤を御執し物を始として、神の御物をいふが中よ、神宝を専ら兵器なり。同郡の在神祇官と云ふ社の中よ、神原社と云ふに、神名式よ、神原神社と載さゆ。風土記抄よ、神原、郷神也と云へり。是等此傳を見通して、此大神の現世此御稜威も、比類無しとて、想像奉るべし。故是を以て、神魯岐神魯美命の大詔命もて、幽世此大權治看ひ大神とは定賜へり。斯て爰よ猶深く、顯事幽事此有状を索茲稽ふゆよ。人此かく現世よ生出るよとは伊邪那岐伊邪那美二柱大神の事始給子るをゆ次くふ。誰教ふとぬ。自然此ごと傳來ある道ふて、父母の賜物よ有まじ。其本を云まきは、二柱此産巢日大神此産

靈よ頼て成、出るよと云ゆ由は、初精く云ふ如、おゆら。此事ハ、第一第二第三段、まよ第十二段、おどよ季く注せるを考合せて辨ふべし。既かく現世よ生出て、其現事顯事治看ひ、皇美麻命の御治を畏みて、己が身よ好くも悪くも、其御制度よ従ひ、産靈大神此分賦賜へる。正し死善し死眞性のまふく、敬みて上とゆよ事子。下とゆ者を愛しみ、各々某く、屬する職業を營み、神の御徳を探ねて、現事神事此わうち。世中此道理をも學び辨ふる事ハ、人の常道あり。此を纂疏よ、顯事人道也。と言へゆあり。但し此を人の常此所行を云あるが畧を云わく、大國主大神此現世よ坐正し、間いそし、み給へる御業よあらひて、太上する人、世のよ人此為よ。

悪行とも思ざるあり。また中よた眞此理を知。こと能ハ
劣。悪心悪行と知。ざ依を諭せども悟らざる。何正是を謂
ゆる。変よて妖魅の類あるべ。けて君上を。いうは聰く明
ふ坐せども。現世人は儆ふし有まむ。人の幽す思ふ心を
更ふ。悪行よても。顯よ知られざ依ハ。罰むること能ハ
べ。善心善行も顯あらぬ。賞給ふことを能ざるを。幽冥事
を治給ふ大神ハ。其をとく見徹し坐て。現世に報をも賜
ひ。幽冥よ入とる靈神の。善惡を糾判ちて。産靈大神の命
賜へる性了。反ら依。罪犯を罰。其性の率よ勉めて。善行
あ。しは賞み給ふ。纂疏よ。人為惡於幽冥中。則神罰也。
爲善獲福亦同也。と言。牙依。是れ也。但し此を纂疏の説
よ依て。始て思ふ

ことよた非空。今かく天神の勅命よとりて。頭事と幽事
を分りて。皇美麻命。頭事ハ掌給ふを現ふ。そ此御政を
見ふ。現人の善きを賞み。惡きを罰。給ふ。牙。幽事。治
給ふ。大神。此。幽冥。行ひ給ふ。御政。亦。の。あら。比。如。此。く。
善。福。を。賜ひ。惡。を。罰。給ふ。御政。亦。の。あら。比。如。此。く。
ら。必。と。皇。美。麻。命。の。頭。事。を。掌。給ふ。御政。亦。の。あら。比。如。此。く。
む。必。皇。美。麻。命。の。頭。事。を。掌。給ふ。御政。亦。の。あら。比。如。此。く。
て。此。の。傳。は。叶。た。ざる。こ。を。熟。く。想。察。る。ば。し。但。し。世。よ
人。死。て。は。其。神。消。失。せ。て。知。あ。と。あ。き。物。の。如。く。思。ふ。も
あり。其。を。忌。し。き。非。あり。其。由。た。鬼。神。新。論。よ。委。く。辨。ず。と
る。を。見。け。て。上。件。論。へ。依。事。ども。は。善。を。必。福。あ。り。惡。を。必
罰。ある。平。常。に。道。理。を。述。る。よ。こ。そ。有。れ。現。世。に。有。趣。を。見
れ。む。此。道。理。の。如。あ。ら。で。善。人。に。禍。事。よ。逢。お。く。世。を。終。す。
惡。人。に。幸。福。を。得。て。世。を。終。は。類。を。いと。多。の。也。此。を。何。あ
は。謂。う。と。依。事。ハ。ら。む。と。云。よ。是。ま。と。彼。妖。神。邪。鬼。ども。此。

所爲よあむ有^レ依^ル。この妖神邪鬼の始ハ伊邪那岐命の
豫母都圀よ受給へる汚穢よ因^テ
成まること。第二十三段不見え多其処此傳小季云ひ
第四十三段第九十六段第百六段の傳あども往^ク云
へりき。亦此段の上下よ見えま^ト第百
二十六段よも季と注ふを合せ考ふべし。然^レ必^シあら^ニ也。
幽事治^ルる大神此。さる妖神どもの所爲を^シ嚴^ク禁^ス免
給ふべきふ。許^シ置^キ給ふ^ニは^ト何^カある御心あらむと云
了。言^ハまくも綾^ハ畏^ク尊^ク辱^キ謂^ルれも有^ルる。其^レ大圀
主神。そ此若^ク御坐せ依時よ。庶兄弟八十神とちハ。勢^ハ有^ル
し^レと御自^ハそ此從者^トと肌^ヲめて。帝^ノ負^ハ給ふ^ニは^ト加^ヘり勢^ハあ
く。甚^ク令^テ苦^ラれ給へ依事^ヲ。例^ニ此妖神ども八十神の心
小率^ニ也。あは^シの勢氣^ヲを^テお^ハて。大圀主神を令^テ苦^トとるよ

て。此^レ今世^ニも惡^キ人此幸福を得^テ。善人^ハ災難^ノ値
し^レむると同じ^ク死^ヲを八十神と口相^トとる。惡^キ心を發^シ給^ハえ
ば。然^ルる勢^ハあ^キ中^ニも善事^ハい^そし^み。其^レか^ノ八十神
兔^ヲを欺^キて。苦^シめ^トるを大圀主神^ハそれ^ヲ替^リて。兔
の苦^ミを救^ヒ給^ハへる。一^ノ事^ヲ以^テも善事^ハい^そし^み給
へる事^ヲ。皆^テ豫^美都^圀に逃^レ到^リ給^ハひては。須^佐也^男大
神。元^ト愛^シく思^ハれ^ル御心^ハ有^ルが^ラ態^ト強^ク面^ヲお^ハく^ニ
て。種^々よ苦^シし^レ災^ノ驗^ヲみ給^ハへるを。聊^カも遁^レれ^ル空^ニ辭^まじ^レ其^レ災
難^ヲを受^給ひ^給。斯^テ上^津圀^ヲ。逃^レ還^リ給^ハふ時^ヲ。須^佐也^男
大神。豫^母都^平坂^マまで追^到坐^シて。庶^兄弟^者追^撥爲^ス大圀主
神。亦^爲宇^都志^圀玉^神。と諭^給牙^はは^ふく。庶^兄弟^此ハ

十神をば。追撥給へまご。現世よ御坐うた。因作の大造
也功績よ苦しみ給へるま。上り取總て云るが如し。第
二十一一段の傳。故是。依て考ふ。妖神邪鬼ども。此邪
を以て知べし。故是。依て考ふ。妖神邪鬼ども。此邪
おは。態ハ憎うれど。其態やがて。人ふ實の徳行を磨き成
まむる方。益有ま。バ。姑く宥たて。見行し給ふ事と所思
ぬ。其趣を思ふ。現世の悪る者ども。上よも其悪行
を以て知看して。疾く誅をも加へ給ふべきを。姑く活
きて。其者ども。用ひ人草。此善惡を伺し。め。或を隠べ
者を捕へし。免給ふ事も。何るを。猶其行を直さる。遂
よ誅あひ給ふ御政。よ似。と。趣あり。ま。此よ就て。猶思
ふ。天地の間。ある物の。い。う。よ。悪き。も。大。の。と。人。の。用
と。ある。事。と。思。は。る。そ。の。世。此。為。人。此。為。一。向。お。枉。事。を
肌。委。枉。神。邪。鬼。さ。へ。よ。其。態。の。や。が。て。人。ふ。実。の。徳。行。を。成
志。む。る。方。よ。益。有。れ。バ。あり。此。を。其。本。を。尋。ぬ。る。伊。邪。那
岐。命。の。愛。し。き。青。人。草。を。生。殖。し。て。其。人。草。よ。用。有。る。事。此

み功しみて。神まご。万物ま。生給ひて。左もき。右も。死物
し給へる事。の因。よ。枉神も。成。た。れ。む。其。枉。態。も。枉。態。お。が
ら。ぬ。人。此。用。と。然。る。は。已。命。加。此。須。佐。也。男。大。神。ふ。甚。く。令
を。為。あり。ぬ。也。然。る。は。已。命。加。此。須。佐。也。男。大。神。ふ。甚。く。令
苦らまて。逃還。也。給ふ時。彼大神。此御語。爲大因主神。
亦爲宇都志因玉神。と詔へる。よ。前。お。苦。免。給へる。事。を
吾。が。徳。業。を。勵。さ。む。や。驗。み。給。予。は。御。態。あり。死。と。始。た。て
知。ぬ。ら。し。ひ。此。時。よ。也。以。前。り。ハ。須。佐。也。男。大。神。お。吾。を。愛。み
御。魂。玉。の。弓。矢。琴。お。ど。を。取。持。し。知。看。け。ぬ。也。し。こ。と。彼。神。の
て。逃。給。へ。る。事。を。知。ら。れ。ぬ。也。は。と。彼。八。十。神。と。ち。お。令
苦。ら。れ。し。も。皆。そ。の。徳。操。を。磨。死。成。せ。る。益。有。也。し。事。を。も
悟。也。坐。て。須。佐。也。男。大。神。の。已。命。を。教。へ。立。給。予。は。御。態。よ
倣。ひ。て。人。を。も。現。世。り。ハ。有。徳。人。と。お。れ。幽。冥。よ。有。功。神

をも爲なぐしとの御意よて。勵励まし導導け給ふと態態と強面強面
おとす。善人を苦しむるを救救え給ふ殃難殃難も遭遭へども猶猶
其志を變變ざゆや不不を驗驗み。うお其過過をも罰罰給ふ。其を
徳字徳字勉勉むる人といふぢも。或或ち小過小過ぬきこと能能ざれば
あす。ままと希希よた善人を。或或は救救ひ給ふ事もあり。賞を
賜賜むることも有れど。先先を賞を賜賜むるに福を得て。ハ
傲傲らむことを思思ひ給ふ。多多くされど大の大命死命死む
とけるをも救救ひ給ふ。多多くされど大の大命死命死む
神の野野は矢を射入れて取取り。其其を彼須佐彼須佐男大
を思ふべし。憎憎うらぬ大名持命大名持命を驗驗み。所所を放放給へ
む。命を失ふも。あるを救救ひ給ふ。其其徳を畢畢し
め給ふ。ははと常人常人成率成率を。惡行惡行を進進め。假福假福を與與ふ。依依
を。其儘其儘見行見行を。事事を。常人常人といふぢも。小善小善なきと

能能ざれど。其其報報い。のち其假福假福に依依て。倍倍く其傲傲ふ慕慕る
う不不をも驗驗み給ふ。是是ぞ幽冥幽冥大神大神の人を眞眞に徳行
ふ進進め。眞眞に福を得し給ふ。幽事幽事は本教本教あり。依依ま
とや上上の件件の説説ハ。神事神事の中中に幽事幽事を。白白し顯顯え給ふ。説説よし
有有れバ。神神に所所思思看看さむ事事の空空恐恐ろしく。加加く記記し給ふ
も。身身の毛毛豎豎て覺覺めど。世世人は餘餘に白白し顯顯え給ふ。神神に道道を辨辨へざ
ゆ。憤憤ろしく。慨慨て。恐恐ろ。あがら白白し顯顯え給ふ。阿波阿波礼
大御神大御神とち。篤胤篤胤が身命身命ハ。既既に大神大神とち。奉奉りて。其御
道の道の争争き。謂謂を。世世人は普普く知知し。めむと。瞬瞬く。聞聞も忘忘は
事事あ。く。此此学学び。よ。仕仕奉奉る。負負氣氣あ。き。志志を。哀哀と。照照覧覧し。て。
加加く。白白し。顯顯え。し。奉奉る。こと。の。過過。れ。ら。む。よ。を。廣廣き。美美あ。き
大御心大御心よ。神神直直日日大直大直日日を。聞聞直直し。見見直直し。坐坐し
て。宥宥免免給給へ。恕恕し。給給へ。と。恐恐み。恐恐こ。も。記記さ。給給ふ。ははと世世に
人草人草の。幸幸あり。て。富富と。依依む。大大の。と。傲傲遊遊よ。耽耽め。て。徳行徳行を
勉勉む。る。ぐ。少少あ。依依を。幸幸れ。く。貧貧し。死死が。身身操操を。守守す。徳行徳行を

強む依も多死を以て。此本教の尊きまをを。辨へ知依法

し。是を以て漢籍も孟子も天將降大任於是人也必先
苦其心志勞其筋骨餓其肌膚空乏其身行拂亂其所為
所以動心忍性曾益其所不能云々とも云へり信ふざる
言あり然れど富人ふ德行を多り者め希ま有る貧人
は傲遊を好みて貧しき故に罪を犯す者も多りま
む。上は謂も言ども大凡の常我語れるお。故は

此少死ると多死を以て定むる。現世の富ま幸有
依も眞の福よ非び眞は殃の種あ依の多加ゆ。其に富る

が故よ罪を造て幽世よ現世に貧はと幸あきも眞の殃
入て其罰を受けバあり。現世に貧はと幸あきも眞の殃
ふ非也眞に福の種死るが多加也。故よ罪を造らば德行

を強て幽世よ入て其賞を受けバあり。但し多る人此
中よ神の恵りて富る幸あるを更よも言む。神の
罰ふて貧る幸あきもあ抑德行ふ苦ある者幽世よ入
る。今論ふのぎ也よ非び抑德行ふ苦ある者幽世よ入

ては。永く大神乃御賞を賜をて用ら依。是を眞に福と

いふ。傲遊ふ耽也し者。幽世よ入る。永く大神の御罰を

蒙りて棄ら依。是を眞の殃といふ。總て思ふよ。善惡既ふ

分む。功と罪を定りて。善を賞み惡を罰むるハ。幽世大神

の大權よて。輕重遲速に差こそ有れ。其善惡ふ適ふ賞罰

を行ひ給む。と云ふと無れど。現世よ其賞罰を見ごと

能む。幽世よ歸りて後ふ判也給ふ。纂疏ふ冥府之事。を

宣へるは是也。儲まよ此世の樂を。幽神の有功人よ酬

罪人よ殃はと稱よ足ざる故。幽世よ至りて後。其善

惡の報を果し給ふ。今其概畧を云は。世人に禍福は不
く。其此人に善惡を叶む。まして其隱せる。德の輕重ふ
合む。や。世の權を柄る人。此賞罰むる。偏私を行ふ

も有儘くとし公平あらむも其當り否然とある目と耳
此及べる所のみよて庸人の慣として憎む所あれば其
善を隠し惡を揚げ好むる者をバ其惡を隠して善を揚
れバ上よ在る人其賞罰を過於こせ無こと能はば善を
他人のみあらば已もまよ已を掩ふ善者といよ徳
あれバ弥く隱る多し隱れのみあらば我を我が徳を
えざるれり惡者の滋く惡きた滋く匿る多し匿るのみ
あらば我と己が惡を覺えざるれり善者惡者ともよ人
と已を知らばえ現世よハ誰れ此を褒貶誰れ此を貶
む此を知るは多し幽世大神のみ徳を姑く報いて盡
さ惡も暫く容して報いぬ幽世入るを待て審よ判り
給ひて後よ其靈の成行を定まる事ハ但し此事ふも
種くの別ありて此処よ盡し難る事ハ鬼神新論靈然
此みとしら妖魁考あどし季く記せるを見べし然
ば德行志有らむ人をとく此義を辨了て日くふ其念
を行と我自省み自責て人は何と誹り何と譽るとも其
ふ愧拘ハる事れく唯幽冥大神は更ふ也凡て神の照覽

し給ふ所を此み愧畏みて其徳行を磨く是を神教ふ習
ふと云那也。思ひ幽了行ふ事をバ知こと能はばまよ吾
が好意をもて物あるを惡意の如く思ふもあり或ハ我
の思わざる事を思へりといひ為ざる事をめ為と云と
あて譽も誹もはる物あまむ其ハ心と為るよ足らば想
たぬを想ふと云はば眞身住む宇奈提の杜此神し知さ
む無む名ぞや人ハ云て有ぬべし心此問はばい
答へむ神を直よ此心をけりよ照覽をまむ況て其行の
善惡ハ更れ凡て神の御聖を金石よまで含まれむ所
とあて至らぬ隈なく人此心も坐と云むも強言よ非
其才上よ云る如く人此心も坐と云むも強言よ非
れバ是と思ふを顯せし非と思ふを幽さむと思ふ其是
非を知らぬ心やがて神の賜物あれハ既よ神よ知られ
るあり其幽せり心行を知て幽冥より治免給ふ故よ幽
事治と神ハ申は然まハ神了は何と秘し奉らむ幽と
顯との別をしも顯せり幽を見え秘せも幽より顯を
徹しある物をやされど隠れ事も無てた叶た幽世中
がら其才人此為よこそ為べれさ幽を人の隠せる事

をバ言ひも頭をし。吾が事なしも隠さむと云ふ。大凡
の人此常ある。已が事よて隠はばき。夫婦の睦び。已が
身よて隠はばき。ハ。情處のみと知べし。此等ハ隠は
ぞ神の道。此を除て隠さむを。事。大りと善り
ら。神事。亦。其。人。其。穴。然る。我。吾。は。神
道。奉。仕。徳。行。を。勉。む。ま。ご。め。如。此。し。も。苦。難。不。遭。ふ。を。
神の知らば。顔。御。覽。は。如何ぞや。徳行の事を思は。交。
世利。を。此。み。思。ひ。行。ふ。人。は。幸。有。る。物。を。や。あ。ぞ。羨。み。思。ひ。
其。方。了。赴。死。あ。む。む。道。不。信。心。う。け。き。故。了。憐。む。る。し。其。人
は。や。彼。妖。神。邪。鬼。よ。率。ら。れ。て。神。に。御。愛。み。不。漏。は。く。れ。已。
此。よ。い。け。う。神。の。御。心。よ。徳。行。を。勉。む。る。人。と。傲。遊。び。ま
と。世。利。あ。ど。よ。恥。る。人。と。を。見。行。さ。む。意。を。子。を。思。ふ。ま
ば。人。の。子。を。二。人。持。と。ら。む。よ。一。人。は。賢。く。て。遂。よ。功。成。は
き。性。よ。見。え。一。人。を。愚。ふ。て。遂。了。功。成。ま。じ。た。性。了。見。と。ら

む。賢。き。を。ば。倍。く。賢。く。功。成。し。め。む。と。責。諫。終。或。を。打。も
あ。て。閑。あ。く。教。立。む。交。愚。あ。る。を。更。よ。責。諫。む。る。事。あ。く。
心。俣。よ。棄。置。と。ら。年。小。愚。れ。は。幸。あ。り。を。喜。び。あ。む。を。賢
き。が。教。ら。は。く。を。苦。し。む。ま。ど。其。教。よ。依。と。死。ハ。功。成。て。世
ふ。も。用。死。る。を。彼。愚。あ。る。を。世。の。廢。人。を。や。れ。る。ら。む。
然。る。を。加。の。賢。死。が。中。頃。よ。し。て。父。此。吾。を。の。み。責。諫。む。は
事。を。苦。み。恨。む。彼。愚。あ。る。が。責。ら。れ。さ。る。我。羨。む。て。彼。交。眞
似。び。彼。が。如。く。成。と。ら。む。ハ。其。父。い。り。よ。口。惜。り。ら。さ。ら
免。れ。彼。八。十。神。を。教。ふ。神。の。無。り。し。故。不。幸。得。と。り。と。傲
正。れ。必。須。佐。也。男。神。の。御。教。を。承。と。ら。へ。る。大。因。主。神。の
苦。み。給。へ。る。趣。上。よ。云。ゆ。如。く。あ。る。を。八。十。神。ハ。遂。よ。棄。追
れ。大。因。主。神。を。大。造。上。績。を。立。て。幽。世。の。大。神。と。し。も。成。と
る。へ。り。人。を。何。を。取。む。と。は。今。二。人。の。奴。を。持
と。ら。む。一。人。は。案。ふ。よ。く。功。し。み。事。ふ。る。を。一。人。を。左。右
不。骨。折。あ。る。事。を。バ。彼。案。あ。る。よ。為。し。め。て。自。は。勞。く。こ。と
無。ら。む。其。主。と。る。人。の。心。了。何。を。う。愛。く。見。ら。む。神。の。徳
行。を。勉。む。人。と。傲。遊。よ。恥。る。人。と。を。見。行。は。も。ま。と。如。此
し。是。な。も。て。徳。よ。勸。む。人。此。苦。く。多。く。傲。了。恥。る。人。此。姑。く
樂。し。き。と。抑。此。世。を。吾。人。の。善。惡。死。を。試。み。定。賜。を。む。爲。ふ。
と。知。べ。し。

志ばらく生し死給へる寓世了て。幽世ぞ吾人の本世あ
ゆる。然る故義をバ辨了て。假れ幸を好み。永く眞れ殃
を取てことを知ざゆは。最も悲き態あり。凡そ道を行ひ。世
れ過救ふ人。生涯それ作事ふとて。辛苦受ゆ
ぞは。大因主神よ似るれゆけ。此世を寓世ありと云あ
悪ふ説あれど。大因主神。現世よ坐し。幾千年あり。は
心知らぬ。幽世の大神とあり。給ひて。無窮は幽事治
看に。比して。何計。此を。おも。有まじく。人も。是。不準
了て。思ふ。此世よある。間ハ。大の。人の。百年よ。過
ざる。幽世。不入。は無窮あり。然れ。此世ハ。人の。寓世
了て。幽世の本。世ある。こと。決れ。此を。信よ。外国籍。不謂
ふ。如く。よ。けて。上。件。論。へ。ゆ。趣。を。幽。事。此。本。旨。を。ち。冥
府。此。事。あ。ゆ。ぐ。抑。冥。府。を。云。は。此。顯。因。の。外。よ。別。ふ。一。處。さ

ゆ名の因池ある。非空。直ふ此顯因内。何所よゆれ。神
廷を設けて。上。件。の。幽。事。を。糺。断。了。政。ご。ち。給。ふ。處。を。云。言
あゆの。それ本廷はと言は。出雲大社ぞ本ありゆ。其
此大社を。彼大神。此今よ。至。まで。鎮。坐。所。あ。ま。む。あり。
右の如く。幽事の大政事。を行ひ。給ふ。廷。ある。故。よ。神。等。も
多く。集りて。事。執り。給ふ。あ。ま。む。天。神。御。子。の。天。日。嗣。治。看
に。天。御。巢。あ。して。と。ハ。乞。白。し。給。へ。る。あ。ゆ。べ。し。故。今。も。大
社と云。然れ。ゆ。も。現。世。人。と。有。む。不。ど。は。彼。社。了。詣。と。了
ぞも。其。御。政。を。見。お。能。む。ゆ。あ。ま。顯。を。幽。と。此。隔。ふ。て。
幽と。了。顯。を。見。ゆ。れ。ども。顯。と。了。幽。を。見。こ。を。能。む。定。あ
れ。む。ゆ。其。は。譬。へ。む。燈。火。ある。所。と。り。闇。ある。所。ハ。見。え
如し。さま。と。冥。府。ハ。闇。と。の。あ。せ。よ。不。空。あ。思。ひ。ま。の。了
そ。よ。案。を。幽。冥。よ。も。衣。食。住。れ。道。も。悉。く。具。は。り。て。此。現。世

の状ぞのし。其天御國の状海宮まよ豫美國の趣あど
を思ひて知べし。今ハ神と人を別ある故よ見ざれども
彼処くも今よ神世の状あること云も更なり。幽冥の
有状凡て此イ推子て想像依べし。世れ生くある学び此
徒幽冥ハ見むとひまど見えざ依故よ。無と思ふもある
を痴心の極うぞ有なる何國よても冥府を現世人此見
むと思ひて見ら依く所ハ非ざる故。漢人も幽冥まよ
冥府あど云へりしあ。巴幽冥をカクリヨ。冥府をカミハ
三カドを訓。ちて此大神の冥府ハ。本府ある故。殊ハ幽
々冥し給ふと通えて。昔とめ死て蘇生れ依者多うれど。
此府よ往よ。巴を聞ゆるハ。最く罕あ依。是大神の府を
ハ所思ざ依處よ至りて。蘇生れる者いと多し。此は熟く
思牙バ。外國く此異う依説あ。巴し以來。そ此説相了叶牙
て。か此妖神邪鬼の變現して。人を欺々依了ぞ有る依。其
由

推古天皇卷三十三年十二月。大部野栖古と云人の死
て蘇生れる処。委く論ふを見るべし。皇國ハ此妖鬼此
偽り設る依。幽冥よ至れる始あま。巴あり。ま。ちて世諺
よ妖魁考よも。委く其案事ども多集。絶記し。於。ちて世諺
よ。十月よ。天下此諸神とち。悉出雲大社よ。參集し給ふ
故。神無月といふを云を。い。や。信。グ。と。死。説。よ。思。牙。巴。し
戎。大社志よ。祭禮年中行事十月れ處よ。十五日大御供祭
諸神。十七日御供。同日夜神等去出神事。自十一日至十七
日。爲神在齋。罔造及上官。例不設歌舞。不張樂器。宮殿不掃。
第宅不營。不春杵。不巷歌。務事靜密。齋日之間。錦紋。中。小蛇。
出杵築海江。號。上。龍蛇。長尺餘。二十六日夜。神等去出神事。
也。有。を見れ。更よ。浮。と。る。説。ハ。非。交。案。ハ。神。の。人。を。以。て。

言し終給ふ諺コトワザも亦有り候。今まで世の事識人どもの

大社オホノヤシロに神カミに参り給ふを云

ふとを非ありとて生さうしらす種タネ論コト抑オス十月トキ加牟カム

那月ナツキと云ふとは神嘗祭カミナメヅリの月ツキある故ユヘ。神嘗月カミナメヅキと云ふ

を畧ハツして加牟那月カムナツキと云ふ就ユヘて万葉を始ハジメ。神無月カミナツキを

も書カキとシ。卷マキよ委オモく註ツケふを見るべし。然シカる小上古コノコトよシ。

此月コノツキを天下タノケに諸神モロカミ大社オホノヤシロに集ツク給ふをいふ諺コトワザの有アり故ユヘ。

案アトは神嘗月カミナメヅキの借字カレガキふかける。神無月カミナツキ此字コノジを中世ナカノヨとめ正ただ

字ジよとシて世間ヨノナカに神カミに在アる月ツキあまは神無月カミナツキと云ふ出

雲クモ因ユヘむのゆえ神カミ在アる月ツキと云ふを云ふ説コトワザの出来ユヘよけむか

あ月ツキを正ただしく神カミのあき月ツキとあて詠ユメる哥カを新アタ続タ古今集コノイマノクニ

といふ月ツキに有アりや抑オス神カミに奇オモし死シむ大社オホノヤシロの大神オホノカミを更さらも申ウタガさば其宮ミヤに御坐ミカし候コトも出雲イハよまれ何所ナニノトコロふまれ御ミカ霊リを幾オホぢも分ワちて往イ坐カし何処ナニノトコロはま往イ坐カし候コトも猶なほ其宮ミヤを離ワれ給たまはば是コノ神カミの奇オモ霊リに坐カまは所トコロあり但シカしいとく御心ミココロに應オウはざる事コトありて其宮ミヤを去イ給たまふことコトあり事古コノく十月トキに諸神モロカミの大社オホノヤシロに集ツク給たまふと云ふ説コトワザ異イあり。

は和歌童蒙抄ワカドモカキに十月トキは万神マンカミとち出雲イハ因ユヘへおはし坐カす

依ユて神無月カミナツキを云イといひ。此抄コノカキハ藤原フジワラ範兼ノリノ終ハシの書カキるよ

因ユヘは鎮祭チンサイ月ツキと云イを記シさせ給たまひ藻塩草ソシノも神無月カミナツキを

出雲イハ因ユヘに鎮祭チンサイ月ツキとも神カミ在アる月ツキとも云イと記シ下学集ゲガクに

云イへシ詞林采葉抄ジリンサイエカキに万葉七マンヤクナナある歌ウタの神無月カミナツキといふ語

を解トキて一天下イツテンカに神無月カミナツキをば出雲イハ因ユヘにハ神カミ在アる月ツキをカも神

任月ニツキとも云イ我朝ワカサタの諸神モロカミにカは月ツキ参マ集ツク給たまふ故ユヘあり其神カミ在

此浦ふ神々來臨此時を小童此作れる如き篠舟波上よ
浮ぶこそ算數も及ばのらび諸神ハ神在社ふ集給ふ。去
の神在社此神號をバ佐太大神と申は是を大社此傳奏
此神よて座とやや云ひ。此餘よ亦種く云ふ説ども
もあれを記し出ば。ほと佐太社古縁起といふ物よも日
本書よ就て見ば。ほと佐太社古縁起といふ物よも日
本國中大小の諸神。まゝ異國此諸神も。毎年十月は當
社牙來集巴給ふ。此故了他國よを。十月を神無月と名お
け。當國よを神在月と號也。社の傍ふ鞍挂松をて。三拱ば
か巴の立木あり。二日頃と巴枝を垂はく。茂以て神の來
臨と知るふ巴はと四日より十日まで此間を。川水米を

洗牙流水の如く。白く流はく。おをあり。此を神く此酒を
造り給ふ故ふ巴と云傳ふ。今云。こは上ある佐香郷の故
香川よハ。十一日とゆ。大社牙參。とるひ。十五日ふ。大社了
非ざはり。天下此諸神此邪正。まゝ人間此善惡を別ち給ひ。今云
志よ。十五日の処よ。大御供祭。諸神。とあり。十七日よ。神在社
牙移巴給ふ。二十五日まで退散し給え。今云。大社志了。
夜神等去出。神事。自十一日至十七日。毎年異國とゆ。此獻
為神在。齋云く。とあるよよく合へ。巴。物よ二蛇あり。其形尋常此蛇とは異巴て。海の泡を聚
て。箱の如く此を包みて。惠積の津よ著ふ巴。蛇此背ふ龜
甲輪違此紋あり。今云。大社志よ。錦紋土小蛇。出杵築。海江
号。土。竜蛇。長尺餘。具。大社土。紋。龜甲。とあり。

るよ合あり。杵築大社記も。此月十一日とり。十七日までを齋と云此日の間ふ風烈しく波高く寄來る浪よ化度草を云藻よ乘て龍蛇より來る地下人是を見出せむ。圀造よ奉る。圀造是を受取て其者よ祿を賜ひ彼龍蛇を。丸棧入れて神殿よ納奉ると云り。惠積の浦と云ハ。杵築海江と何る。同じきり。儲まと石見。圀迹摩郡磯竹村の大浦をいふ浦よ。唐神明神社と云あり。此に須佐之男命戎。圀とり還。渡らせる所と云傳へて古く祭れる社。來る。土社。前ある浦。ふも。年ごの十月よ。海上とり。白蛇。げあ依事とも。丸り。此事季く。二十五日。此午刻ふ。社人とも。幣を捧ぐて神目山に登る。異。圀の諸神を送る神事を行ふ。當社よりして獻物尔。柵葉百枚。蒂藻百根。あり。十五艘の小舟を作す。十三艘よ此を盛す。二艘此舟にり。異圀此諸神を乘せて社人高聲ふ船夫と呼ぶ其時ふ三

郡内此禽獸の丸らび死去。此船夫とあはれこと。古より今ふ至まで違はふ。今云此十五艘の舟を云。采葉沙此十五艘は異。圀の神を乘せてと云る。其神躰よ。准子。此十五艘を乘る。あはれべし。社人の船夫と呼ぶ時。ふ三郡内。此禽獸う。あらび死去と。其魂此船夫やある。うあそ最。も奇。異しき事。丸り。今昔物語。よ天王寺の道公と云る。僧よ。言語へる。道祖神此。異圀へ歸らむとはるよ。草木の枝を以て小き柴船を造り。我が木像を乘せて海上に浮。ばて。其作法を見とと云。るよ。道公。それが云。如く。あけ。るよ。風あ。び波動う。びして柴船南をさして走り去。終。と有。を思ふ。異。圀の神を送る。ふかくはる事。を幽。よ法。ある事と見え。り。道祖神と云も。異圀の神を祭れる。ふぞ有。此十五艘の舟は。柳を以て七重に離を結ひて其中。ふ。たき株を地に深く突立。る。船をあばすて動しめ。神在の間に。社人輪番ふ。此を守る。をし其船一艘よも七

重の籬を放れて出るおや有れむ。天下よ凶事ありと云傳ふ。今云、おや異國の神此殘留りて、枉害をぬき去る事なきと歸る時とよ。障神祭をぬし給ふ式あることハ、いとも尊き古式ありぬ。此事を既よ第二十二段此傳よ云。おや第百二十六段の傳よも云ふを見るべし。此夜ふ。神原といふ原にて。神く此神樂あは。遇よ。其音をきく者あれども。身此と。災宜から。燃事ゆめとて。二十五日此七時とり。所の者ハ戸をちして出。今云、おや此國の神等此喜燕し給ふある。山く。まよ。神社あぞ。時く。あは。事ハ。尋常の人は。此を天狗。雜とぞ云ある。二十六日此朝明ふ御立。其後よ大社ふても。佐太社ふても。社人各々手よ梅木の枝を以て。社地をうち拂ふ。異國の神く。はと

卑死神あど。此殘。居るおとも有れむ。追立。神事あ。今云、大社志。十七日、夜神等去出。神事とあるハ、大社参れる神等を送るおや。聞ゆるを。まよ。二十六日、夜神等去出。神事とあり。此を謂。はと。當國にて。四月を。神在。月と云。おや。攝津。國住吉。神ハ。諸神の來臨し給ふ時。國家の守護と。志て。残りて。明年此四月十一日よ來臨ある故。十月此如く。神事を執行ふ。此を以て。毎年二度。お。神在と云。お。と。大社志。其枝社を載。お。大社。時。會聚。地とありて。十月朔日。祭。杵那都岐。といふ行事あり。こを彼。諸神の集。給ふと云。日。お。然る。は。と。四月三日の行事。も。祭。杵那都岐。を。住吉。神の來り給ふ。云。月。お。故。お。そ。其。杵那都岐。と云。諸神。築。大社。時。會聚。地とあれ。神等。ま。お。此。所。よ。來。給。予。る。古。例。よ。よ。れる。神。祭。を。聞。ゆる。は。あり。又。是。お。扱。て。考

母了て坐まひ故よ諸神の
集り給ふ由云るを非あり
はて此を正次く大國主大神

を祭れる御社を記し出ば
まお神名式了彼杵築大社此

上よも大穴持神社風土記
意宇郡ふ布自奈大穴持神

社風土記よを多々布自奈社とあり抄
はと野城神社の

次よ同社坐大穴持神社此社も風土記
神門郡ふ多伎神

社此次ふ同社大穴持神社此社も風土記
播磨國穴栗郡

ふ伊和坐大名持御魂神社名神大
御紀よ貞現元年正

神從四位下元慶五年六月廿九日
授播磨國從四位下勲

八等伊和坐大名持御魂神正四位下
と見也百鍊抄よ平

治元年八月二日陳定播磨國伊和社
燒山事と云事大和

も有り今七姫路の町中よ在て岩神
と申候也ぞ大和

國葛上郡ふ大穴持神社今朝町村
や云よ在て三輪明神

とぞ吉野郡ふ大名持神社名神大
貞現元年正月廿七日奉授

大和國大己貴神正一位と見也
臨時祭式大名持御魂神

やあり今七妹山と云了在て川原
屋村と云了屬りとぞ

津國菟原郡大國主西神社帳考
ふ今在西宮村と云へり

よ立せれば西宮と云あるはし
さて後崇光院御紀よ應

永光六年六月廿五日抑大唐蜂起
事有沙汰云く出雲大

社震動流血云く又西宮荒夷宮
震動と筑前國夜須郡ふ

ある西宮ハ是うあ不よく考ふ
はし筑前國夜須郡ふ

於保奈牟智神社去を神功皇后
の新羅國を征給ふ時了

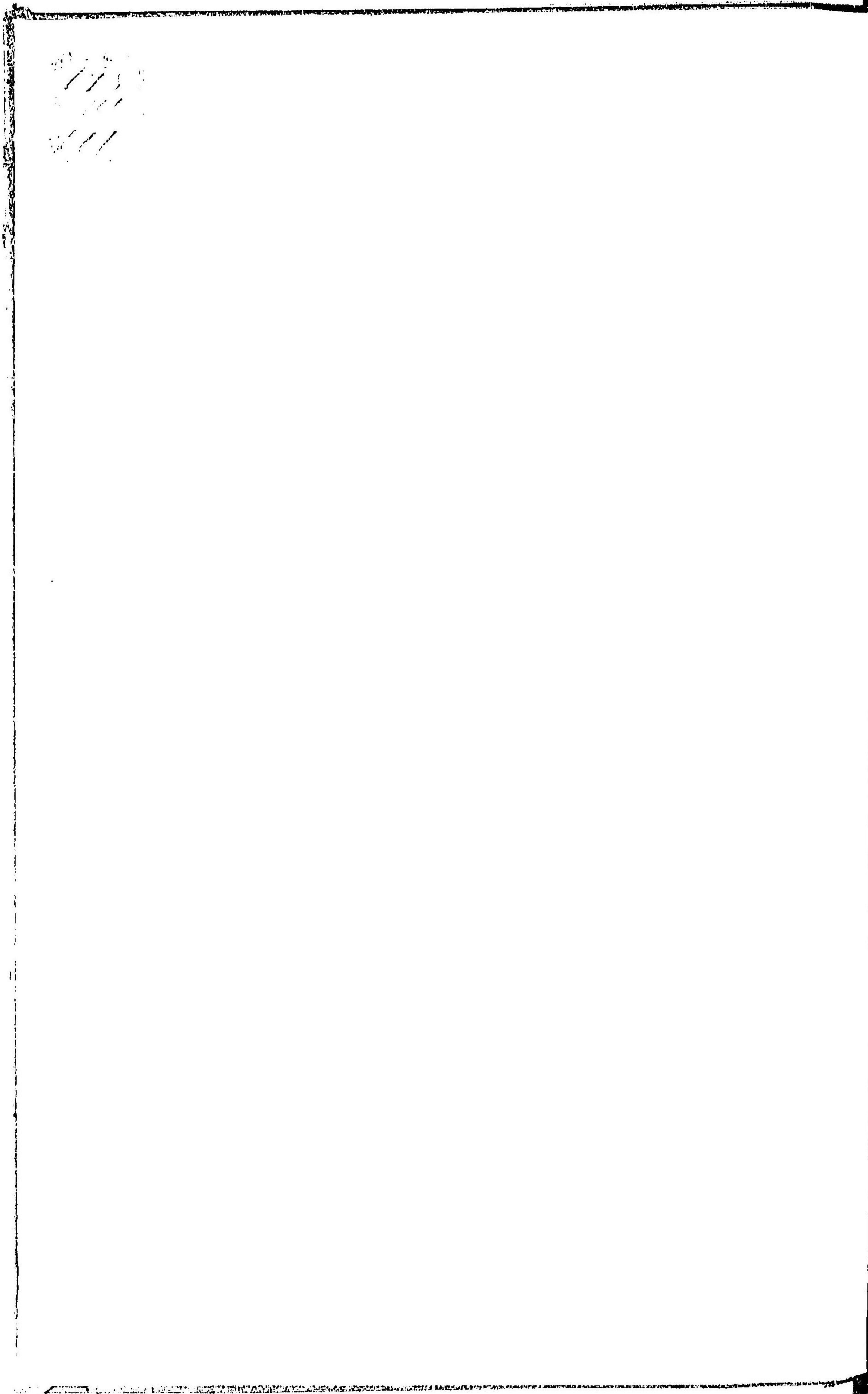
輪神の御心あ正し故了刀鉞
あど奉りて祭り給ひし

ば軍衆自よ集へぬ是よ依て立給
へる社あ正季くハ彼

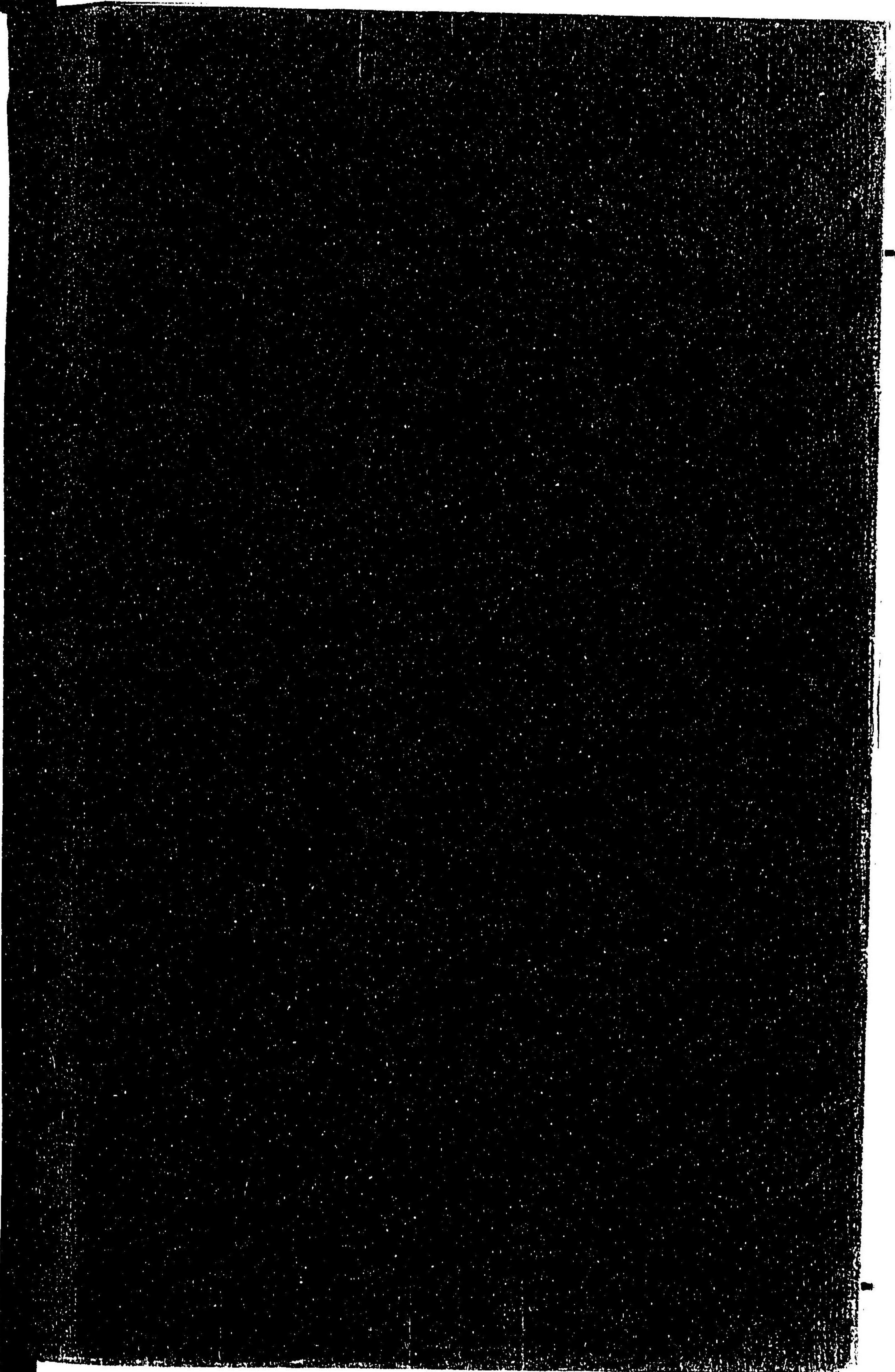
御段ふ出る大隅國噲唼郡了
大穴持神社御紀よ寶龜九

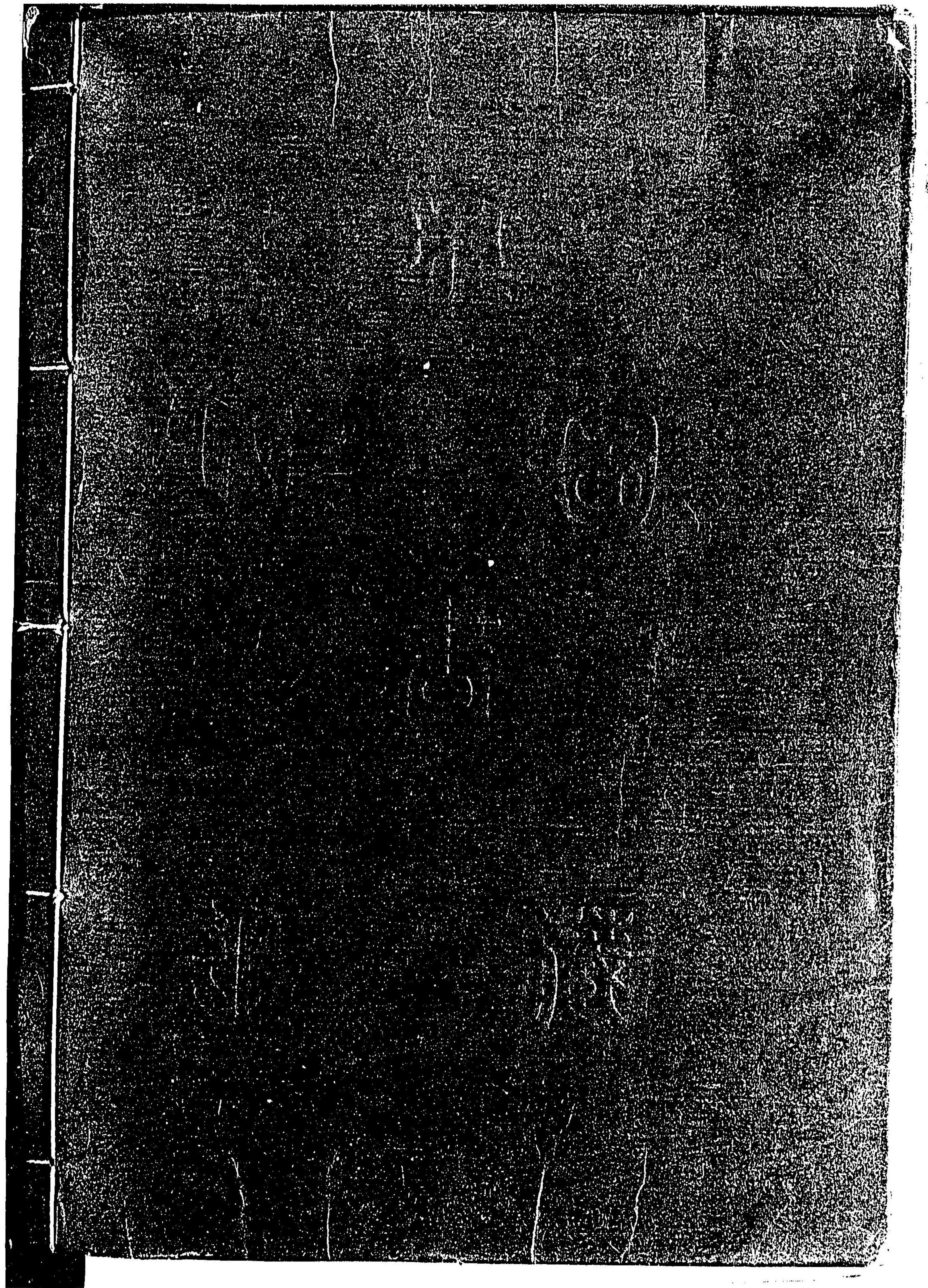
りと云牙^バ。形不此大神此御社ハ多の依を。上よも數^{サマ}舉^カ式や合^ア。多^タ。多^タの依^イ。下よも因^キく^クふ記し出^デ。諸^{シヨ}國^{クニ}の總社と云ふも此大神を祭れるが

○鏡胤云。おれの二十三此卷を刻本と成して。昔^{イマ}孫^{マコ}く世^セふ弘米むとほる者は。駿河^{スナガハ}國^{クニ}府^フ江川^{エガハ}街^{マチ}ふ代^ヨ。安部^{アベ}石^{イシ}善言^{ゼンゴン}。同^{ドウ}府^フ土^{ツチ}太夫^{タフ}街^{マチ}ふ代^ヨ。住^スて。町^{マチ}をさ^サ免^メ志^シお^オく。安部^{アベ}郡^{クニ}明屋^{アカヤ}舖^ボ。安^ア西^ニ方^ハ。七^{ナナ}石^{イシ}新^ニ田^タ。此^{ココ}三^{サン}村^{ムラ}の村長^{ムラナガ}ある。萩原^{ハギハラ}久^{キウ}訓^{クニ}。司^シ男^ヲ久^{キウ}敬^{キョウ}。同^{ドウ}國^{クニ}有^ユ度^ト郡^{クニ}中^{ナカ}島^{シマ}村^{ムラ}ふ代^ヨ。住^スて。即^{ソレ}その村^{ムラ}此^{ココ}村^{ムラ}長^{ナガ}ある。福^{フク}島^{シマ}善^{ゼン}道^{ドウ}。此^{ココ}此^{ココ}四^シ人^ニあり。



111
111
111





195
54
111

吉史傳

二十三